

(第一類 第五号)

第百五十一回国会 衆議院 財務金融委員會 會議錄 第十一号

(二二七)

平成十三年五月二十三日(水曜日)

午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君
理事 伊藤 公介君
理事 佐藤 剛男君
理事 五十嵐文彦君
理事 石井 啓一君
理事 大野 松茂君
理事 小泉 龍司君
理事 砂田 圭佑君
理事 竹本 直一君
理事 中村正三郎君
理事 林田 彪君
理事 山本 明彦君
理事 渡辺 喜美君
理事 岡田 克也君
理事 小泉 俊明君
理事 長妻 昭君
理事 日野 市朗君
理事 谷口 隆義君
理事 中塚 一宏君
理事 吉井 英勝君
理事 植田 至紀君

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制 房村 精一君
部長)
政府参考人
(財務省主税局長 尾原 榮夫君
政府参考人
(国税庁次長 大武健一 郎君
(国税庁次長 田頭 基典君
財務金融委員会専門員

委員の異動
五月二十三日

補欠選任
増原 義剛君
林 省之介君

同日

補欠選任
増原 義剛君
林 省之介君

五月十七日

大増税路線反対、国民本位の税制確立に関する
請願(木島日出夫君紹介)(第一五〇三三)

同(矢島恒夫君紹介)(第一五五六六)

同(平岡秀夫君紹介)(第一五九一〇)

消費税の増税反対、消費税率三%への減税に関
する請願(佐々木憲昭君紹介)(第一五〇四四)

同(塩川鉄也君紹介)(第一五〇五五)

高齢者の生活安定を高めるための税制上の措置
等に関する請願(大島敦君紹介)(第一五九〇三)

不良債権処理のルールの確立、金融トラブル解
決の第三者機関設置の立法化に関する請願(池
田元久君紹介)(第一六五七五)

同(海江田万里君紹介)(第一七一〇号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一七二六号)

同(奥田建君紹介)(第一七二七号)

同(上川陽子君紹介)(第一七二八号)

同(木島日出夫君紹介)(第一七二九号)

同(河野太郎君紹介)(第一七三〇号)

同(中川正春君紹介)(第一七三一〇)

同(中林よし子君紹介)(第一七三二二)

同(根本匠君紹介)(第一七三三三)

同(藤本洋子君紹介)(第一七三四四)

同(松本善明君紹介)(第一七三五五)

同(山口富男君紹介)(第一七三六六)

同(今田保典君紹介)(第一七八〇六)

同(島聡君紹介)(第一八〇七号)

同(末松義規君紹介)(第一八〇八号)

同(田村憲久君紹介)(第一八〇九号)

同(土井たか子君紹介)(第一八一〇号)

同(中村正三郎君紹介)(第一八一〇号)

同(長妻昭君紹介)(第一八一二二)

同(野田佳彦君紹介)(第一八一二二)

同(小宮山孝三郎君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

同(大森基夫君紹介)(第一八一二二)

同(奥田建君紹介)(第一八一二二)

同(鹿野道彦君紹介)(第一八一二二)

同(鎌田さゆり君紹介)(第一八一二二)

同(木島日出夫君紹介)(第一八一二二)

同(北橋健治君紹介)(第一八一二二)

同(玄葉光一郎君紹介)(第一八一二二)

同(小林憲司君紹介)(第一八一二二)

同(古賀一成君紹介)(第一八一二二)

同(荒井聰君紹介)(第一八一二二)

同(石井郁子君紹介)(第一八一二二)

同(石井一君紹介)(第一八一二二)

同(小沢和秋君紹介)(第一八一二二)

同(大幡基夫君紹介)(第一八一二二)

決の第三者機関設置の立法化に関する請願(植田至紀君紹介)(第一九四〇号)

同(大森猛君紹介)(第一九四一号)

同(原口一博君紹介)(第一九四二号)

同(保坂展人君紹介)(第一九四三号)

同(五十嵐文彦君紹介)(第二〇三三三)

同(岩屋毅君紹介)(第二〇三四号)

同(大野松茂君紹介)(第二〇三五号)

同(川田悦子君紹介)(第二〇三六号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二〇三七号)

同(渡辺具能君紹介)(第二〇三八号)

同(相沢英之君紹介)(第二〇六一号)

同(江崎洋一郎君紹介)(第二〇六二号)

同(柿澤弘治君紹介)(第二〇六三三)

同(永井英慈君紹介)(第二〇六四号)

同(平岡秀夫君紹介)(第二〇六五号)

同(牧野聖修君紹介)(第二〇六六号)

同(吉野正芳君紹介)(第二〇六七号)

同(阿部知子君紹介)(第二〇七四号)

同(伊藤公介君紹介)(第二〇七五号)

同(金子一義君紹介)(第二〇七六号)

同(亀井静香君紹介)(第二〇七七号)

同(下村博文君紹介)(第二〇七八号)

同(新藤義孝君紹介)(第二〇七九号)

同(手塚仁雄君紹介)(第二〇八〇号)

同(保利耕輔君紹介)(第二〇八一号)

同(水島広子君紹介)(第二〇八二号)

同(保岡興治君紹介)(第二〇八三三)

中小自営業の家族従業者等のための所得税法改正等に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一九四四号)

同(石井郁子君紹介)(第一九四五号)

同(小沢和秋君紹介)(第一九四六号)

同(大幡基夫君紹介)(第一九四七号)

同(大森猛君紹介)(第一九四八号)

同(木島日出夫君紹介)(第一九四九号)

同(古賀一成君紹介)(第一九五〇号)

同(児玉健次君紹介)(第一九五一号)

同(穀田恵二君紹介)(第一九五二二)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一九五三三)

同(志位和夫君紹介)(第一九五四四)

同(塩川鉄也君紹介)(第一九五五五)

同(瀬古由起子君紹介)(第一九五六六)

同(中林よし子君紹介)(第一九五七七)

同(春名真章君紹介)(第一九五八八)

同(不破哲三君紹介)(第一九五九九)

同(藤木洋子君紹介)(第一九六〇〇)

同(松本善明君紹介)(第一九六一一)

同(松本龍君紹介)(第一九六二二)

同(矢島恒夫君紹介)(第一九六三三)

同(山口富男君紹介)(第一九六四四)

同(吉井英勝君紹介)(第一九六五五)

同(塩川鉄也君紹介)(第二〇三九九)

共済年金制度の堅持に関する請願(岩屋毅君紹介)(第二〇三三三)

は本委員会に付託された。

五月二十一日

NPO法人に対する支援税制の充実に際する意見書(愛知県議会)(第二五二三三)

見書(愛知県議会)(第二五二三三)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(参議院送付)

山口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、税理士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣塩川正十郎君。

税理士法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○塩川國務大臣 ただいま議題となりました税理

士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度を確立するため、所要の見直しを行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、納税者の利便向上を図るため、租税に関する事項について、税理士が裁判所において補佐人となる制度を創設することとしております。

第二に、税理士試験において、規制緩和の要請も踏まえ、受験資格要件を緩和するとともに、税理士の資質の確保を図り、税理士制度の信頼を向上させるため、試験科目の免除制度の要件をより適切なものとするなどいたしております。

第三に、複雑化、多様化する納税者の要請に的確にこたえるため、税理士法人制度を創設することとしております。

その他、税理士からの意見聴取制度の拡充等所要の改正を行うこととしております。

以上が、税理士法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山口委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省主税局長尾原榮夫君、国税庁次長大武健一郎君、内閣府政策統括官坂本眞由子君、警察庁長官官房長石川重明君及び法務省大臣官房司法法制部長房村精一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。倉田雅年君。

○倉田委員 私は、自由民主党の倉田雅年でございます。

私は、今回の税理士法の一部を改正する法律のうち、先ほど財務大臣がおっしゃられました提案理由の中の「納税者の利便向上を図るため、租税に関する事項について、税理士が裁判所において補佐人となる制度を創設することとする、この点についてお伺いをしたいと思っております。

こういう補佐人の制度というのは、既に、民事訴訟法のたしか五十四条でございましたか、そこにおいて認められていたわけではございません。税理士さんも、税理士さんに限らず一般人でも、裁判所が許可したときには、補佐人となって法廷において意見の陳述をすることができ、こういう制度が既にあるわけですね。

それからさらに、調査局で調べていただいた、調査局が出している資料がございます。「税理士法の一部を改正する法律案について」という資料の十三から十五にあるのですけれども、最近の国税の異議申し立て事件の発生状況、これを見ましても、資料十三でございまして、平成七年から平成十一年まで、いずれも五千七百件から最大六千件程度。それからさらに、国税の審査請求事件、これも資料十四にございますが、同じく平成七年から十一年までの間に二千七百件から三千件ちょっと。さらに、資料十五によりますと、国税訴訟事件、同じく平成七年から十一年までの間に三百六、七十件から四百件以内。こういうぐあいに推移しているわけですね。そういう補佐人制度が既にあり、なおかつ事件の推移というのがさほどの五年間変わっていない。

一方、確かに訴訟もこれまで、明治以来弁護士が独占してまいりまして、最近になって弁理士が特許法等の一部の知的財産権の事件について訴訟

今回の改正は、従来は許可をもらわなければ法廷に立てなかったものが、今度は許可がなくても申請することによって法廷に立てる、そういう制度をつくったことで、これは一つの利便ではないか、納税者に対する利便を提供することではないか、そう思うておりまして、もっと詳しいことは、

ういうことだと思うんですが、もう一つ、これまでに税務訴訟におきましては、国の側、つまり当局の側、課税庁の方は、指定代理人制度が適用できて、弁護士でない税務行政官が訴訟代理ができた。それに対して納税者の側は、専門家である税

○尾原政府参考人 お答え申し上げます。
今回の陳述権の内容等についてのお尋ねがござ

は、納税者に不測の損害を与える可能性がある、そういうことに配慮したこと。それからまた、司法制度改革審議会の中間報告におきましても、税法を含む法律専門職種が今後の司法においてど

のような役割を担っていくかは、今後の司法制度改革が現実化した将来において各専門家制度の趣旨等を踏まえ総合的に検討していくべきとされていること。それらを総合勘案した結果でございます。

○倉田委員 その点もよく理解できました。

要するに、まだ、現段階においては当事者訴訟まではつけられない。すなわち、あくまで補佐人であって、訴訟代理人のところまでは行っておりません、こういうお答えでございますね。了解をいたしました。

それで、その税理士の法廷においてなした陳述ですが、この効果はいかなるものかということがあるのですが、第二条の二の第二項によりまして、税理士の陳述した内容も当事者または訴訟代理人がみずからしたものと同じ効果を持つ、こういうぐあいに書かれていたわけですね。ただし書きとして、直ちに消した場合は更正した場合にこの限りでない、当事者か訴訟代理人が取り消せる、こういうぐあいに効果も一定の枠が与えられている。つまり、納税者にとり、本人にとり、不測の損害を与えないため、こういうことであろうかと理解をいたすわけでございます。

そこで、これに沿ってちよつとだけ聞きたいんですが、当事者は、弁護士である訴訟代理人に対しては、民事訴訟法のたしか五十七条でございまして、弁護士が事実と違つたことを言つたときには取り消すことができるんです。ただし、それは事実に関する陳述に限られておつて、法律に関する陳述については当事者といえども取り消せないというわけですが、税理士の発言については税法上の発言についてまでも当事者は取り消すことができるのか否か、この点、一点お願いいたします。

○尾原政府参考人 ただいま二条の二の二項の解釈の問題になってくるわけですが、この補佐人というのは、一般的に、当事者または訴訟代理人の陳述を行い、その主張の正当性を明らかにするものでございまして、事実上及び法律上の

あらゆる点について陳述することができるようでございます。

しうしまして、当事者または訴訟代理人がこれを取り消す場合の話でございますが、直ちに消すあるいは直ちに更正する場合は、法律上の問題について及ぶものというふうに解釈しております。

○倉田委員 時間がなくなりましたものですが、これ以上言えないわけでございますけれども。

明治以来、弁護士が法律業務を独占してきました。しかしながら、独占をしていながら、弁護士が国民に対して全面的にその供給義務を果たしてきたか、十分義務を果たしてこなかったのではないかと、そうしたことから最近、特に専門分野においては、司法書士さん、税理士さんに限らず、行政書士さん、社会保険労務士さんにも少し分野を譲るべきではないかという職域問題もあるわけでございます。

弁護士といえども、自分が法律業務で飯を食ってきたその一部をお渡しするわけでございまして、今回の改正につきましても弁護士側の御意見も聞いてもらいたい、こう思うわけでございまして、今回の改正に当たってはそういう手続がなされておるでしょうか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○山口委員 時間ですので簡潔に。大武次長。○大武政府参考人 法務省とも十分我々は協議をし、かつ、日税連と日弁連の間でも一応の合意を得ているというふう聞いております。また、司法制度改革審議会でもその方向で御審議いただいていると聞いております。

○倉田委員 わかりました。これで終わります。

○山口委員 竹下巨君。

○竹下委員 自民党の竹下巨でございます。引き続きまして、税理士法の改正案について質問させていただきます。

りますこの日本の、いわゆる税に対する、国家と国民をつなぐ役割をしている、重要な役割だと私は認識をいたしております。国家に対する信頼がないところに納税はスムーズにいきませんし、あるいは、国の立場に立ちますと、税の徴収というのはうまくいかない。税理士法のたしか第一条でございまして、独立した公正な立場で納税義務者の信頼にこたえろ、こう税理士法的一条に書いてございまして、まさに国民と国家をつなぐ重要な仕事であるというふうな思ふわけでございまして。そして、その税の信頼感あるいは公平感というものを確保する、担保することによって、より国家に対する信頼感を増す、国が安定し、社会が安定する役割も果たしておる仕事の一つが税理士という仕事であると認識をしておるような次第でございます。

今回の税理士法の改正案は、昭和五十五年以来ほぼ二十年ぶり、内容を見ても非常に多岐にわたつておるわけでございまして。二十年もやっていなかったのか、もつと早くやってもよかったんじゃないかなという思いはないわけではございませんが、いろいろ評価できる点が盛り込まれているんじゃないかなと私は感じておるような次第でございます。

先ほど倉田先生が指摘されました、税理士が裁判所に補佐人として出廷することができるようになる創設もまさにその一つであるわけでございまして、税理士法人の設立が認められるようになった、これも今回の改正の一つの柱だ、率直に言つて、いいことだと思ひます。

既に、公認会計士ですとか弁理士ですとか、法人化が認められております。これから、当然、司法制度の全般的な改革の中で、弁理士あるいは司法書士、行政書士といったような職種の方々も法人化という方向になっていくのは、これはもう社会の流れかなと思ひます。いろいろな違う分野の専門的な能力を持った人が、法人化ということによって、納税者の利便を向上する、いいことであるし、さらには税理士の事業の

継続性といった点からも適切な改正だと思ふ次第でございます。

そこで、どういうねらい、どういう趣旨、そしてどういう形の法人を認めているのかということをお教え願ひたいと同時に、法人制度ができませんと、巨大な法人が生まれて、寡占化が進むのではないかと、この点は一部にあるということも伺つております。この点はどうか考えればいいのかといったことをまずお答えを願ひたいと思ひます。

○尾原政府参考人 お答えいたします。

今回、税理士法人制度が創設されることになっております。御承知のように、経済の国際化とともに、納税者サイドからの御要請は大変複雑な、また多様な、高度なものになっております。こういう要請に的確にこたえろということのために、税理士業務の共同化を促していくということが大切であると考えられてございまして。また、そのようなことにより、業務提供の安定性、継続性、より高い業務への信頼性も確保できるわけでございます。

このようなメリットがございまして、それが納税者の利便の向上に資することになるということが第一点でございます。

また、第二点といたしまして、御承知のように、規制緩和推進三カ年計画というのが閣議決定で決められてございまして、この中におきましても、複雑な多様なニーズにこたえろために、税理士について法人制度の創設を検討すべきとされているわけでございまして。このようなことから、今回、税理士法人制度を創設することになっているわけでございます。

具体的な内容について簡単に申し上げますと、今回の税理士法人でございまして、社員を税理士に限定した合名会社に準ずる特別法人というふうにしてございまして、対外的な社員の責任でございまして、これは合名会社と同様、連帯無限責任というふうになるわけでございまして。また、社員は二名以上ということにいたしまして、従たる事務所を設ける場合には社員を常駐させることとす

る。また、業務の範囲でございますが、原則として、個人の税理士が行い得る業務と同様の範囲とする等の規定を設けてございます。

巨大大人についてのお話がございましたが、国税庁の方から答えていただきます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ただいま御指摘のございました算占化の問題というのは、可能性としては否定できないだろうと思います。しかしながら、ただいま局長も申しましたとおり、税理士法人の社員の場合には、他の社員の行為により委嘱した納税者に与えた損害、それに基きます債務についても連帯無限責任を負っているということが一つ。それからまた、税理士業務においては、納税者との信頼関係、例えば守秘義務などというようなことが重要な要素になっているということなどを踏まえ、多数の税理士を社員とする大規模な税理士法人が出現して算占化が進むというおそれは、かなりないのではないだろうかとは想定しております。

ただ、いずれにいたしましても、制度創設後の実態も、我々として注視してまいりたいと思っております。ところでございます。

○竹下委員 今の答弁にもございますように、まさに国際化が進む、多様化が進む、価値観も多様化する、さらには税法も、いろいろな商品が出てくる中で、いろいろ複雑になってきておるとのこと、私の知り合いの税理士の中にも、勉強しないとなかなかついていけない、置いていかれちゃうということを経直におっしゃる方もいらっしゃるほどでございます。

確かに、法人化ということで、複数の税理士が知恵を出し合うというののも一つのそれに対応する方法だろうとは思いますが、税理士個人の資質を高めるという意味で、例えば研修を含めまして、今回の法改正の中ではどうなっておるか、お答えをお願いいたします。

○尾原政府参考人 今先生から御指摘がございましたように、信頼される税理士制度を確立していくという観点からは、その資質の一層の向上を図

つていくことが大変大切な課題でございます。したがって、今回の改正でございますが、税理士の資質の一層の向上を図っていくという観点から、一つは、これは三十九条の関係でございますが、税理士は、日本税理士会連合会及び税理士会の実施する研修を受講し、資質の向上を図るという努力義務があるということを法令上明確にさせていただきます。

第二番目に、税理士会は会則において会員の研修に関する規定を定めなければならないというふうな規定を新たに設けているわけでございます。

○竹下委員 今回の税理士法の改正とは少し離れますけれども、まさに今、世の中IT社会。コンピュータ、インターネットを使いまして電子申告あるいは電子納税といったようなことは、当然間違いない近い将来にやってくる問題であるというふうに思います。まさに我が国では、IT戦略ということで、国家の基本戦略としてIT化というものを急いでおるわけでございます。納税制度ですとか納税行政という面も、当然そちらに向かつてかなりのスピードで動いていくのではないかとこのように思います。

税務当局としても、研究会などこれまでいろいろ検討を重ねてきておられまして、平成十五年度には一部の税目について運用を開始する予定であるというふうには伺っておりますが、現実はこの電子申告、どんな状況にあるのか、何が問題なのか、あるいはどんなタイムスケジュールを考えていらっしゃるのか。さらに、もつと言いますと、何せ税という個人の一番大事な情報を扱いますので、セキュリティの問題がどうなっているかといったようなことを含めて、お答えをいただけるとうかがいたいたす。

○大武政府参考人 まず第一点は、電子申告の課題という点からお話をさせていただきます。納税者等の本人確認と申告意思の確認等を行うために、現行税法におきまして、申告書の提出に際し、納税者等の記名、署名ですね、押印を求めているところでございます。電子申告におきまして、そうした申

告手続が真にその名義人によってなされるものなのかどうか、あるいは申告内容が改ざんされていないかどうか、それから電子的に確認する仕組みを講じる必要がある。そういう意味で、デジタル署名が、社会への定着状況あるいは納税者等の使い勝手の観点から採用可能かどうかというあたりを見きわめていく必要があるということなんだろうと思っております。

そこで、今お尋ねの次のスケジュールでございますが、そうした課題を解消するために、ただ一方で、今先生からお話がありましたように、ミレニアムプロジェクトのほかに行政改革大綱でも十五年度までの導入が掲げられておりまして、我々今鋭意検討しているところでございます。

平成十一年の六月から、申告手続の電子化等に関する研究会というのを開催いたしました。昨年の四月の取りまとめで、電子申告制度につきまして一応の方向性を取りまとめさせていただいております。

これを参考にしながら、昨年の十一月から東京国税局の麹町税務署と練馬東税務署で、納税者の方々等の協力をいただきながら、所得税、法人税、消費税につきまして、電子申告の導入に向けた実験を実施させていただきました。

こうした実験結果等を踏まえまして、今、十五年導入に向けてまして、一部の税目等につき運用を開始するというところで、今後のシステム開発、法令改正あるいは納税者に対する周知等々必要な措置を講じていきたいというふうに思っております。ところでございます。

それから、第三点目、セキュリティの御質問がございました。まさにこのセキュリティというものが電子申告の最大の課題でございます。

やはりインターネットで電子申告を行う場合には、改ざん、盗み見あるいはなり済ましといったような問題がございまして、プライバシーの保護を含め、セキュリティが確保された、納税者の方々が信頼できるシステムをどう構築するか、それが最大の課題と考えておりまして、暗号化等適

切な措置を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○竹下委員 冒頭にもお話をいたしましたように、税理士法の改正というのは、税というものを通じて国家への信頼に直結する問題、申告納税制度というものをどう支えていくかという問題であり、そういう基本的な考えに基づきまして法改正もしなければなりませんし、それに引き続いて、税理士さん自身もみずから磨いてもらわなきゃならない、税務当局も国民の信頼を勝ち取っていただきたい、そういう次第でございます。

以上で質問を終わります。

○山口委員長 若松謙維君。

○若松委員 公明党の若松謙維です。きょうは、税理士法改正ということで、私も、弁護士、通知税理士という方もいらつしやいます。それ以外の、税理士では国会議員では私と同じ党の谷口議員、この二人だけでありまして、大変感慨を持ってきょうの税理士法改正の審議に臨ませていただいております。

そこで、塩川財務大臣、いつもすてきなスマイルで答弁に向かわれておりますが、財務大臣に伺いたいのですけれども、この税理士法改正、これは国民の目から見たメリットというのは端的に何なのか、それについてまずお聞きします。

○塩川国務大臣 一つは、私は全く素人の観点からいいますと、このごろ税務訴訟が非常に多いというところ、そしてまた、税務問題で、ただ単に企業と税務署との対立だけではなくて、企業間の取引の中から起こってくる税務上の問題があつて、企業間の懸案というものが非常に多くなつてまいりました。

その場合、訴訟並びに訴訟に準ずるようないわゆる法廷論争が非常に多くなつてきたということがございます。したがって、これから税理士さん、弁護士さんと、あるいは公認会計士等いろいろな分野と共同で作業しなければならぬだろうと思っております。また、現にそうなつてまいりま

した。

その意味において、税理士さんがふだんに法廷にも出られて、参考人として意見を述べることができ、補佐人として活躍できるということは、これは当然開ける道としていいのではないかといいこと、これが一点。

それからもう一つは、法人を組織されまして、いろいろな近隣業種、近隣専門職と申すのでしようが、そういう方々が集まって、一つのコンサルティブな意味も持った事務所を持つておられるということ、これは非常に便利だろうと思っております。

とにかく、世の中がこれだけ多様化し、また専門化してまいりますと、それだけのいろいろな権限をつけておく方が納税者にとつて利便性が増すものだ、私はこう思っております。

○若松委員 極めて適切な御理解じゃないかなと、私も今、率直に言つて感嘆いたしました。

もう一つ大臣にお聞きしたいのですけれども、今回の改正は昭和五十五年以来ということ、二十年ぶりの大改正になるわけですが、特に税理士というのは経済界に強く関係する法律です、経済環境変化が激しいこういう土業の法律改正の頻度はちよつと少な過ぎるのではないかと。特にこれら恐らく法人化ということ、やはりそれなりの大型のも出てくるだろうし、既にアメリカ等では、LLP、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、そういう有限責任の法人化というものも出てきているわけですね。ですから、私は、二十一年に一回というのはちよつと何もしな過ぎだ、もつと時の変化に底じて改正はタイムリーにすべきではないか、そう思うんですけれども、大臣のお考えはいかがでしょう。

○村上副大臣 若松委員の御質問にお答えします。今おっしゃられるように、前回の改正は昭和五十五年でありまして、約二十年ぶりの改正でありました。

そういう中で、非常に経済のボーダーレス化、

グローバル化が顕著になつてきたのは実はバブル崩壊後でありまして、正直言つて、御承知のように、きょう先生方お見えですけれども、そういう納税者のニーズの変化等を踏まえまして、日本税理士会連合会、日税連の皆さん方が税理士法の改正に関する意見というのを平成九年に公表されました。そして、同じころ、同じ平成九年ころから、規制緩和の議論の中で法人制度の創設などの資格制度の見直しが閣議決定されるなど、非常に行政としても税理士制度の見直しについて検討する必要が生じてまいりました。

その間、平成九年、十三年です、四年間です。ありますが、国税庁と主税局と日税連で実は十六回にわたる勉強会をさせていただきまして、昨年の九月に日税連から提出された改正要望書も踏まえて、今回の改正法案を国会に提出させていただいたものであります。

なお、私見でございますが、若松委員がおっしゃるように、これから非常に経済のボーダーレス化、グローバル化によつて会計基準等もどんどん変わる可能性がありますので、今後はそういう変化に敏感に反応できるようにしていきたいと考えております。

○若松委員 ということで、法律改正をおつくりがらによろしくお願ひしたいと思います。

それでは次は、弁護士といゆる通知税理士制度というんでしょうか、これについてお伺ひしたいんですけれども、法務省、内閣府、そして財務省という順番でお聞きしたいんです。

なぜこういう質問をするかというと、今回の税理士法改正で、許可公認会計士制度、これが三年後になくなるのが決まりました。では、弁護士はどうなっているかという、弁護士は、これは税理士法にもありますけれども、国税長官でございます。に通知することによつて税理士業務もできる、いわゆる弁護士の通知税理士制度というんです。これはこれでよしとしても、ちよつと今回の参議院で出されました附帯決議では、税理士の資質

の維持向上のために研修制度の一層の充実を図りということ、これからの専門家は、継続的な研修制度というのが重要になつてきております。特に諸外国ではこれは当たり前のごとくなつてきております。私も同じく公認会計士も登録をしております。半年に一回CPEという、継続研修実績というものを申告しなくちゃいけません。今のところテスト、トライアルでやつていくわけですから、申告しなかつたら、じゃ会計士登録の抹消になるかといつたら、なつておりませんけれども、恐らく近々これは強制的になるかと思ひます。

そういう時代に、じゃ、弁護士の通知税理士の方は、通知するだけで税理士業務ができる。ところが、税理士の登録をしないということは、税理士会が主催するそういう研修制度の対象外になるんですね。かなり税務というのは、判例とか時代の流れを非常に敏感に反映するものですから、それだけに私は非常に矛盾を感じてならないんです。

ですから、私ははつきり申し上げて、この際、税の専門家としての質の維持が図られないということになつていけば、私は、弁護士の通知税理士制度は、この際、許可公認会計士制度が廃止されるようにこれも廃止すべきではないかと思ひます。が、まず法務省、そして内閣府の考えをお伺ひします。

○房村政府参考人 ただいま委員御指摘の通知弁護士制度、これは税理士法において規定されている制度でございます。これを廃止すべきかどうかという点につきましては、同法を所管しております法務省としてはお答えすべき立場にございませんので、その点を御理解いただきたいと思います。

○坂政府参考人 私ども内閣府は四月から規制改革の関係を担当しております、その立場からのお尋ねと思ひます。先生は御承知かと存じますが、先般、規制改革推進三カ年計画が三月三十日に閣議決定されたわけ

でございますが、ここで資格制度の関係についてかなり詳しくいろいろのことを扱っております。基本的な発想は、各種業務分野における競争の活性化を通じて、資格を有しておられる方たちなんかの国民やお客様に対するサービス内容の向上あるいは価格の低廉化、国民生活の利便向上を図る。いわば垣根をやや低くして競争を活性化してほしい、そういう発想で方針ができております。

こういった基本方針に基づきまして、それぞれいろいろな資格関係につきまして各省所管があるわけでございますが、所管の各府省庁において横断的に見直しをしてくださ、こういうことを言っております。

私も規制改革を担当しております内閣府といましては、この三カ年計画の考え方に基づいて、例えば、今御指摘の税理士制度のあり方あるいは弁護士制度のあり方、そういったことにつきましても、この方針に基づいて適切に対処していただきたいというのが私どもの立場というふうに考えております。

○若松委員 内閣府の方、さらにお願ひしたいんですけれども、その規制緩和の観点はいとして、当然、土業の方はもつとレベルアップすべきだ、そういう指摘もされているわけ、そうした観点から、個人的な見解でも結構ですけれども、今の制度ですと、弁護士の通知税理士というものは研修の対象外になるので、それについては率直にどのように考えていますか。

○坂政府参考人 研修等につきましては、実は、先ほどの三カ年計画の別紙というのに、研修や何かの要請が参入障壁になるほど高くては困るという方向からの話はございません。

ただ、今おっしゃいましたように、資格を有する方については当然能力が高い方がいいというのは、それは私どもの仕事というよりは、いわば当然ということなのかなという感じがいたします。

○若松委員 今、当然ということですので、ぜひ法務省も、やはり安易に、今回は弁護士の通知税

理士というのは議論されませんでしたけれども、私は今後引き続き自助努力としてしていただきたいと思いますので、ぜひ本省に帰って、またそれぞれの関係の団体の方としっかり議論していただきたいと思っています。

そこで、管轄する財務省は、この弁護士法の通知理士士について、どういう議論で今回どうしてこのようになったのか、今後どのようにしていいかとしているのか、端的にお願いいたします。

○大武政府参考人 それでは、当方から、税理士の監督官庁としての国税庁という立場で御説明させていただきます。

現在の通知弁護士制度、これは弁護士法第三条第二項に、弁護士は当然に税理士の事務を行うことができると明定されておまして、その税理士の考え方と税理士業務を税理士に限定する税理士法の考え方の調整を図るために設けられているものというふうにとらえております。

通知弁護士は、税理士会に入会することなく税理士業務を行うことができますので、税理士会が行う税法等に関する研修に出席する権利及び義務は有していないわけでございます。

しかし、我々としては、弁護士といいますが、税理士業務を行うに当たっては税務の専門家としての資質の維持向上を図るべきでありますので、本来は税理士登録をしていただいて、税理士会の会員として税理士が行う研修をしていただくのが我々国税庁としては望ましいと考えている次第です。

なお、今先生が言われましたとおり、弁護士は本来法律の専門家として高い学識を有しており、やはり通知弁護士として税理士業務を行う場合にも、委嘱者の信頼にこたえるべく、ぜひ自己研さんに努めていただきたいと思いますので、ご意見を伺います。

○若松委員 今の大武国税庁次長ですけれども、私もアメリカに二年間、現地の会計事務所勤務に勤めまして、アメリカの会計事務所には当然税務部門というものがしっかりとありまして、そこにア

トニーといういわゆる弁護士がたくさんおります。彼らは弁護士事務所で税務の業務をやるのじやなくて、会計事務所で弁護士が税務の業務をやるというところで、私はこの方が当然の高位のサービスの提供はできると思いますので、今次長が答弁したような形が本来の姿ではないかと思っております。ぜひ、それは今後とも諸関係省庁並びに団体の議論を期待することとして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、国税庁と税理士というのは別のものですけれども、別のものだけれども別のものでもないというのですか、二つにして二つにあらずというのですか、そういうような関係にありまして、特に、毎月一回、税理士の支部は勉強会をやっているとか、毎月一回だと、半日つぶすのでよくやっているなどとも私も思っています。また支部長から怒られたりするのですけれども、それほど税務署と税理士は非常に関係が深いわけでは、税務調査、これについては、現場でかなり、いわゆる納税主権者といながら、納税民主義という言葉も、いろいろな言葉があるわけですから、いづれにしても、この税務調査のルール化というのでしようか、これが私は適正に整備されていないのではないかと、ずっと疑問を持っております。

特に、税務署は調査権があるわけですから、そこで調査をします、なかなか思うようにいかない、そうすると、では、関係会社社社ありますから、ぜひではこれも調査させてくださいということとで、当然、納税主権者という納税民主義という観点からすると、調査を受ける納税者からすれば大変な負担になるわけですね。かといって、何も税務署がしなければ当然脱税等の横行になるわけですから、それは税務署として調査権を与えられるのはしかるべきだ、当然だと思っております。

ただ、大事なものは、一つの会社を調査します、

特に何も出てこない、さらにさらに調査の範囲を広げる。そうしたいいわゆる税務署員の個人に与えられた裁量権というのですか、調査の範囲を決めたりとか期間を決めたりという裁量権が非常に強過ぎるのではないかと、ですから、やはり納税者側から見ても、それなりのルール化というものを国民に提示して、それをもとに運用するのが本来の納税民主義また納税主権者主義ではないか、そう思うのですか。それについてはどのようにお考えでしょうか。

あと、大臣も後で、今でもいいですけども、お考えをいただければ。

○塩川国務大臣 納税調査のルール化ということであろうとお答えします。それと同時に、それぞれの調査項目の調査官の解釈の問題もあると思うのです。

私は、実は出身が大阪でございます。私はかねてから国税当局に言っておるのですけれども、大阪国税局と東京国税局とは調査の厳しさというのとは違ふのじやないかと思うのです。本場に私はそう思うのです。同じ国税庁通則に基づいてやっている、取り扱い要項も同じだと言いますけれども、確かに違ふようなことを思うのです。

例えば、私は一つ体験しましたので、自分らの所属している団体に対する費用というものは、東京国税局だったら割合認めてくれるのですが、大阪はだめなんです。そういうのがありまして、私はちよつとそこの解釈が強いと思うのです。

ですから、これは、私は、おっしゃるようになります。ちよつとやはり標準化して、統一してもらわなきゃいけないと思うのです。だから、東京国税局は大きいから、少々のことだったというのを目をこぼしておるのかな。実際はそういう事実ないですよ、ないですけれども、しかし、大阪の方の人にしたらそういう感じは多分に持っていると思うのです。そこを標準化してもらおうようにひとつお願いしたい。そのために標準化はやはり私は必要だと思っております。

○大武政府参考人 ただいまの御質問に答えさせていただきます。

ていただきます。

先生のお話のありました次々と調査を波及させていくという点なのでございますが、税務の現場を申し上げますと、調査をする場合には、かなり資料情報を持っております。その資料情報を確認する作業をしなければなりません。そういった場合は、当該調査先ではそれが確認できない場合には、反面調査となるようやっていかねばならない。現実には、我々の調査というのはそうした情報に依存しているものから、どうしてもそれを、しかし、その情報があること自体は、守秘義務があつて、こういう情報だからこゝを調査しているとは言えないという苦しみの中で現場では処理させていただいてある。そのことが多分、納税者の方から見ると、いろいろなところを調査してという御疑問にもなっているのかと思ひます。

そういう意味で、実は、納税者の業種ですとか取引形態、あるいは帳簿などの整備状況とか納税者に関する今言つた資料の多寡など、まさに納税者の態様が非常に多様なものですから、ある意味で一律にルールというのは定めることは難しいと思っております。

ただ、ただいま大臣が申しましたような基準が違ふということは非常に適切でないということを、実は先般の行政監察でも指摘をされて、このあたりは、一律、画一的な行政をしろということとで、一昨年来、実はかなり徹底をさせていただきました。例えば、従来ですと、交際費というやうなもの、地域によつて交際費の価額、物価が違うものから、若干基準が局によつて違ひました。それも一律に定めるといふようなことでやらせていただこうと今着手しているところでございます。

○若松委員 次長、もう一つ。税務運営方針という、特に調査に関するもの。これも、やはり国民としてはどういふ基準で調査しているのかという関心があるかと思ひますので、まず、そういう税務運営方針なり基準なりあるのかどうか、それ

がホームページ等で情報公開されているのか。

また、三月にたしか閣議決定で、ノーマル・レターという制度が導入されます。これから行政は裁量行政は認められないというのは中央省庁改革で何度も議論されて、いわゆる個人の権限でつか、法律に記載されていない権限は行使できないということ、具体的なケースで行政が物を言う場合には、国民から要望された場合にちゃんとレターで回答しろ、それ以外は行政の言っていることには何ら拘束されない、そういうノーマル・レター方式が確立されたわけです。こういったことも、この税務、いわゆる税の解釈とか、課税の解釈上、このノーマル・レター等もやはり活用すべきではないかと思うのですけれども、それもあわせてどうなっているかお答えください。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。二点ございました。まず、税務運営方針をホームページなどで公開しているかという御質問ですが、これにつきましては、実は、基本原則というのを国税庁長官が税務職員に示したものと、この、毎年国税庁がつくっております事務年報に全文をそこで掲載しております、全国の国税局、税務署に配置して、御希望の方には閲覧いただけるようになっていきます。

それからまた、国税庁のホームページでも、抜粋ではございますが、その基本的考え方を載せていただいているということ。例えば、今お話のありましたように、納税者に対しては親切な態度で接し、不便をかけないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない、また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやくも一方的であるという批判を受けることのないよう細心の注意を払わなければならない等々のことを流さしていただいているということでございます。

それから、第二点目のノーマル・レターでございますが、この制度自体は、日本版の制度は、行政機関が民間企業等に対して、当該企業等がみ

ずから行う行為と特定の法令の規定との関係に關しての見解を明らかにする、公表する手続ということで指針が示されたわけです。

国税当局としては、国税関係法令に關しまして、これまでも納税者の照会に応じ、可能な限り当局としての見解を示してきたところですが、さらに、今回のそうした決定の趣旨も踏まえまして、納税者利便の一層の充実を図るなどの観点から、納税者が帳簿等の具体的な資料を提示してあらかじめ国税当局の見解を確認できる仕組みを整備するよう、検討を行っているところでございます。

○若松委員 ぜひ、そのノーマル・レター方式もしくはルーリングといたって、事前合意ですね、これは非常に大事な手法ですので、積極的に検討をお願いしたいと思います。

それでは、金融庁にお聞きしたいのですけれども、税理士の方、やはり試験では財務諸表論、そして簿記論、かなり難しい試験を受かっているというところ、ところが一方、経営とか商法とか、そういうのも勉強しないと本場の専門的な会計人じゃないとかいう議論もあるわけですから、これもかなりレベルの高い話にしても、いずれにしても、今、外部監査の需要が高まっております。

特に、私がイギリスにいたときは、いわゆる有限責任会社は一〇〇％、株式がゼロ円であつても、有限責任であれば監査を受けなくてはならない。その基準は、会計基準があつて、商法は何ら会計基準の規定はない。日本はありますけれども、それは早くとももらいたいと思つておられるわけですから、それで、この会計基準に従つて、小さな企業は小さな企業なりの決算書をつくる、大手企業は大手企業なりのしつかりしたものをつくる、こういう形になっているわけです。

いずれにしても、やはり透明性の求められる時代ですから、外部監査需要というのは商法改正による公益法人とか、または行政の特殊法人とか独立行政法人の監査、こういったものが非常にふえ

てきて、今監査を中心にやっているのは実際、公認会計士です。ところが、今のこれだけの監査需要増に、現在の監査のいわゆるキャパシティで対応できるのかどうか。公認会計士または監査というところは金融庁の所管でありますので、その需要増にどう対応していくのか。

もう一つ、あわせて言わなくちゃいけないのですけれども、今、監査のレジェンド問題というのが出ております。これは何かというと、特に日本の企業がある英文の監査報告書をつくる、そこに、レジェンド条項といまして、日本の会計慣行は特殊なものであつて、かつ会計監査制度も非常に、いわゆるこの国の独特のものであつて、その状況を知っている人しかこの情報は信用してはいけない。要は、日本の会計基準も監査制度もレベルが低いということをはっきり言われているのです。そういうことを書かないとだめだといううな、非常にこれは日本の監査制度にとつて屈辱です。

ですから、監査需要増とその監査の質を高める、これをやはり両方ともクリアしなくてはならないのが今の状況だと思つてはいただいても、そういうことに対して、大臣としてはどのように対応されようとしているのか、考え方を聞きたいと思つています。

○柳澤国務大臣 今先生御指摘のように、外部監査をめぐつては、一つは数量増、仕事のボリュームが全体として上がつていくという問題があります。それからまた一つは、レジェンド条項のお話がありましたけれども、日本の監査というものの質が問われるようなことも間々見受けられるという状況があるわけでございます。

これに対応して、特に質の面については、現在の公認会計士協会がみずからの努力で、先ほど先生もお触れになりました、例えば継続的専門研修制度を導入したり、あるいは外部監査について実務指針をつくつたりして努力をしているわけでございますけれども、この面についてはさらに一層の進展がなければいけないということで、実は

金融審議会に統合されたのですけれども、その中に公認会計士制度部会というものを置きまして、このあたりのことについてもうちょっと、この事態を改善するにはどうしたらいいだろうかというようなことを今鋭意検討をお願いしております。

加えて、量の面でございますけれども、私も実は、今度商法の改正で資本金一億円以上の会社が監査の対象になる、しかし義務的ではないというようなことが決定されるに際して、若干税理士の方々の間に、いろいろな御希望もあつたり、あるいはそれに対して公認会計士の側でいろいろな対応があつたりして、そういうものの中でそうしたことが決められてきたということも仄聞をして聞いてございまして。

現在、公認会計士の第二次試験を受ける人の数が年間大体八百人見当、そういうようなことで本当にいいのかというようなことも、私自身の問題意識の中にははつきり言つてございまして。ございませけれども、これもまた、量も多くしなければいけない、また質も問われるのだということの中で、率直に言つて、非常に難しい問題というふうな考へているわけでございます。また当委員会の諸先生の御議論等も伺いながら、この時代の要請に的確に対応して行政としての責任を果たしていかなければいかぬ、このように肝に銘じているところでございます。

○若松委員 時間が来ましたので終わりますけれども、今の時代に対応したニーズというの、これは、これはぜひ、関係団体、関係省庁、本当に何が公益にとつて大事なのかという大局的な観点から前向きな議論をして、先ほどの二つの問題をクリアする、そういった観点からの御努力を期待して、質問を終わります。ありがとうございます。

○山口委員長 日野市朗君。
○日野委員 民主党の日野市朗でございます。この法律についての質問をすることになって、税理士というのは一体何なんだろうなということをつくづく考えさせられました。考えてみると、

なかなかよくわからない。

実は私、弁護士というのはよくわかるんですね。国家権力に對置して国民を守るという立場でありますから、弁護士法というのもそういう形でできているし、非常に性格づけははっきりしているのですが、どうも税理士さんの方はよくわかりませんので、税理士法の第一条を見てみました。そうしたら、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

なかなかこれもまた非常に難しいのでございまして、結局、税理士さんというのは、徴税権を持つ国の側に立つのか、納税義務を持つ国民の側に立つのかということ。どっちでもなくて、その両方の立場というのはなかなかこれはあり得ないような感じもしますし、ちよつとそこいらをひとつ解説していただけないか。これは大臣でなくていいです、専門家の方に聞きますから。

○尾原政府参考人 税理士法的一条についてのお話でございます。

その前に、ちよつと歴史を簡単に申し上げさせていただきますと、税理士制度でございしますが、税務行政の適正かつ円滑な運営のためには、当時は税務代理士と言っておりましたが、税務代理士業務が重要な役割を果たすという考えから、シャープ勧告におきましても、税務の専門家に関する制度の発展の必要性が提言されたということがございます。それを背景に、昭和二十六年に税理士法が制定されたわけでございします。

さて、その税理士法の第一条でございしますが、税理士は独立した公正な立場にある、こういうふうになされております。これは、委嘱者でございします納税者の援助に当たりましては、納税義務者あるいは税務当局のいづれにも偏しない独立した公正な立場で、税務に関する専門家としての良識に基づき行動しなければならないことを法律上明らかにしてございします。

少しわかりにくいというお話がございましたが、納税者のサイドから、法を曲げて税金が安い方がいいというような依頼があつても、税理士の方の立場からすれば、まさに税法に定める納税義務の適正な実現に資するように、逆に、場合によつてはたしなめるということも出てくるのだらうと思ひます。そういう意味で、独立した公正な立場、また当局との関係でも同じようなことになるのかなと思ひます。

このように、納税義務者あるいは税務当局のいづれにも偏しない独立した公正な立場で、税務に関する専門家としての良識に基づき行動しなければならないということを法律上明らかにしてゐる。

したがいまして、この税理士制度でございしますが、法令で定められた納税義務の適正な実現に資するということとを使命として定めているわけでございます。いまして、その観点からの職業上の特権でございしますから、税理士の地位といひますのは、単なる私的な代理人ではなく、より高度な、公共的なものとして第一条で位置づけられているというふうな考へております。

○日野委員 今、尾原さんはシャープ勧告から後をおっしゃったのですが、たしか、第二次大戦中に、昭和十七年ごろに、この制度は、税収をもつと上げよう、そもそもそういう目的を持って発足したのではないですか。

○尾原政府参考人 お答え申し上げます。

今先生からお話ございましたように、税務代理士でございしますが、昭和十七年にできておりました、確かに、戦時中相次ぐ増税等が背景にございまして、税務に対する相談を専門的に行う人が必要ではないかということから、その資格を限定する制度、税務に関する職業専門家制度が法制化されたというふうな背景があらうと思つております。

ただ、このシャープ勧告でございしますが、御承知のように、戦後、申告納税制度が導入されたわけでございます。また、その中で、申告納税制

度をしつかり定着させ、税務行政の適正かつ円滑な運営のためには、現在の税理士制度が重要な役割を果たすという指摘がなされたわけでございます。

二、三点申し上げてまいらさせていただきますけれども、一つは、この申告納税制度を定着させて適正な税務行政を行つていくためには、納税者の代理を立派に務め云々、見聞の広い職業群が存在する必要がある。また、それまでの税務代理士でございしますが、水準が相当に引き上げられることが必要であるというふうな基本認識が示されておりました。税理士の試験を行い、専門的な知識を試すことが必要であるというふうな提言がなされているわけでございます。

また、二回に分けて二回目の方でございしますが、着々と納税者の代理者、今言う税理士でございしますが、その数がふえ、その素質が向上するということとは、日本における税務行政の成功にとつて極めて重要なことであるといった認識が示されておりました。ちよつと長くなりましたが、戦前のといひましようか、第二次大戦の前と、その後のシャープ勧告からの税理士制度では、位置づけが變つてきているというふうな認識をしております。

○日野委員 おっしゃる通りだと思ひます。ね。そして、現在の税理士さんのお仕事というのは、国民の方もちゃんと見ると同時に、国の税制が申告制度を通してきちんと執行されていくように、そういった公益的な面、この二つをあわせ持つてゐる。私は、これは非常に貴重な制度であると思うのです。この制度がきちんと機能していくことを私は期待したいし、この税理士法、これもいろいろ、改善に改善を加えて、さらによりよい制度になつていくこと、これは私も賛成をしたいというふうな思ひます。

ただ、昔から、税金を取る側と納める側というのはいろいろトラブルの絶えないものでございまして、私は、イギリスのマグナカルタですか、一二一五年にマグナカルタにジョン王が署名をして

以来ずっと、租税法主義といふのはかなり定着をしてきた。そして、日本国憲法の中でも、納税の義務というふうなことが特別にきちんと規定をされていくというふうなことでございします。やはり、法律ができたら、それに従つて納税をきちんとやる。これもまた国民の義務である。しかしそこで、いろいろトラブルが絶えないという現状も、また一方では無視できないわけでありまして、大臣、私は、税収をきちんと上げていく、そして、法が公正に執行をされて、免れるものがないようにするということも、これは国にとつて非常に大事なことであります。それが、公平公正、それを実現していくことだと思ひます。私は、そういう、法律がしっかりと執行されて、税収が上がるというところをやるためには、税理士さんの仕事も非常に貴重なお仕事だということを話をしました。私、見ておりました、やはり国税の職員の数、これは余りにも少ないわ。私は、もつと増員をして、きちんと、免れるものがないような形をつくらないと、不公平感がかえつて出るのじゃないかな、こんなふうな思ひます。

総定員法の枠があつたりなんかで、私も随分宮澤さんなんかにも、国税の職員の数をふやさなきゃだめだわ、それから、士気を高めるために、まじめに仕事をしていけば役職にもつけるといふようなことで、役職も、いろいろ、このごろ仕事の内容が分化しておりますから、それにもつけるといふようなシステムにしないといかぬだろうということを何度も申し上げたのですが、いや、総定員法の枠がありましてねみたいな話を宮澤さんなんかもずつとおられるのですよ。

しかし、予算がないから鳥にやるえさを減らすということがあるけれども、金の卵を産む鶏にはちゃんとえさをやつた方がいいというのが私の主張なんです。この人数とか役職についての大臣の御見解はいかがですか。

○塩川国務大臣 人数が少ないのではないかと、御主張でございまして、多いか少ないかは、これは検討を絶えずやつていかなければならぬと思

うんですが、ただ、言えることは、ここ十数年來ずっと同じ定員で来ておりまして、その間、税収は随分と増額しております。ということは、一人当たりの生産性はうんと上がっている、非常によく働いてくれているということは私たちが感謝しておるんです。そのことと人員が不足なんだというところと直結が結びつかどうかというところは、ちょっと私も考えざるを得ないと思います。

ということは、現在の納税事務というのは非常に機械化されてまいりまして、細かいところまで全部コンピュータ、スーパーコンピュータで処理されておるような状況でございますので、いろいろな書面とか手続を考慮することによって相当な能率の向上に資せられるところもあるだろうと思っております。

それから、最近、国民の皆さんの方でも、納税ということとは公共精神に結びつくということの意識が非常に強くなりまして、納税関係の仕事は積極的に説明も聞き、協力してもらっていることがございます。

したがって、今の定員でいかどうかということとは、それは絶えず検討しなきゃなりませんけれども、現状では何とか賄っているのではないかなという感じがしております、頑張ってもらっておることを感謝しております。

○日野委員 大臣、一人当たりの生産性が上がるという言葉を使われましたが、それは当たり前なんです。これは機械が、コンピュータ化されていって、情報の処理も楽になりました。しかし、そういうのは、大臣、それをちゃんと動かし、それにインプットされる内容をきちんと、これをもっと豊かにしておけば、もっとよく税収は上がるんですよ。

大臣は、税務署との、税金の申告なんかどんなふうにしておられるか私は知らないけれども、私も昔、税務署の方の訪問をいただいたことがありますが、そうしたら、非常に紳士的にやってこられて、いや、先生、どうぞお手すきのときで結構でございますからと言って、自分はお茶も飲まな

いで応接間で頑張っている。それだけです。ごあいさつでございますと言って。それだけでも、やはりこっちは、ああ、こしはちゃんとしつかり申告をきちんとやらなくちゃいかなという気持ちになるもので、これは、

そういう効果というものはこれは争えないところなので、私は、今税収が上がってきているからいいじゃないかというの、ちょっと、あんまり安易だと思えます。やはり、後でお話を専門家の方から聞くことにしますけれども、決して私は完全に公平に今の税務の行政が執行されているとは思っていないんです、いろいろ不公平がこれは出てきているぞという思いがありますので、

このことを私の注文として、ひとつ、余り税収が上がってきていけばいいじゃないかみたいな話をしないで、やはりそこいらのことはみんなとよく相談をされてきちんとお決めた方の方がよろしいと私は思っていますから、あえてきょうはそのことを申し上げさせていただきますというふうに思います。

それからもう一つ、やはり国家というのは税収によって支えられるわけですから、税収というのは上げなくちゃいけません。そして、現在の国の財政状態、六百六十六兆の国、地方の債務になるというふうな話がありまして、財政改革というのはいくともこれは必要だ。小泉総理も財政改革の必要ということは言っておられるわけですね。大臣のこれについての考え方を私は伺っておきたい。

私、何度も宮澤さんとは財政問題について議論をいたしました。あの方は物を言わない方なので、自分ではっきり言ったことがない。今モデルをつくっておりますからとか、この問題を解決するにはもちろん税金の問題やあれこれ文化の問題まで考えなければいけません、いや、宮澤さんは非常に頭のいい方ですから、そういうことを実際考えておられるのかもしれませんけれども、

大臣はどのようにお考えになっておられるのですか。財政を立て直していかなくちゃいけません、さか、それよりは景気が先だと大臣はおっしゃる

のか。いかがですか。

○塩川国務大臣 従来、最近の内閣は、景気回復に最重点を置いて予算、あるいは経済政策の運営等をやってまいりました。そして現在、景気の下支えをしつかりとやってまいりまして、現状に参りました。

ここに至りまして一つ重大な問題が出てまいりましたのは、国債発行等の増発に伴うところの財政の圧迫ということが非常に顕著になってまいりましたこと等あって、そのためには、この際にやはり国の財政のあり方というものも十分考慮した中で景気の向上対策を講じなきゃならぬ、そういう両立を迫っていくかなければならぬ時点になってきたと思っております。

けれども、私たちが考えておりますことは、この二つの命題は同時に解決していける問題だと思っております。それは何かというと、財政問題の構造を改善する中であつて日本の経済の回復がやはり優先するということは当然でございますが、そのためには、従来のような延長線上における経済構造によるのではなくして思い切つて規制緩和をしていく、この方法をとることによって民需がまた違った躍動をしていくのではないかと、そういうことをもくろんでいかなきゃならぬ。

それともう一つ、予算の配分並びに執行についてでもございまして、従来のようなシエラを中心にした問題、あるいはシリリングに縛つてきた予算の編成ということを変えまして、景気の向上に資するものであるならば、そこに濃淡をつけてもいいんじゃないか。重点的に、景気対策にいいものには積極的に予算をつけていくということをやってもいいんじゃないか。そういういわゆる経済システムの中の構造改善と財政の制度の中の改善とあわせてやっていくならば、構造改善と景気対策というものは並行して同時にやっていくんじゃないか、そういうことを思っております。

したがって、私たちが今言っておりますのは、私自身が言っておりますのでございますが、景気回復

とそれから構造改善というものはコインの裏表だ。今はコインの表に景気対策を置いて、裏に構造改善を置く。また、いずれ、これは逆にしたことをやらなきゃならぬときもあるだろうが、とにかく経済の回復というものに十分な配慮をしながら構造改善を進めていくことをやっておるところであります。

○日野委員 いや、これは小泉さんが言っていることと大分違うんじゃない。小泉さんは、財政改善がなければ景気はよくなぬと言っている。よ。GNPの、経済の成長が二年や三年マイナスになつてもこの財政改革には取り組まなくちゃいかな、こう言っているわけ。今あなたは、同時に、こう言っている。

予算配分なんか、まあこれはいいわ。しかし、あなた、我々もずっと、財政のこの構造、これをきちんと直していかなきゃ景気は回復しませんよと言つてきた。小泉さんもそう言つて総裁選挙をやつて、そう言つて施政方針演説、今ここに残念ながら施政方針演説を持ってきた。これはいろいろな議論はあります。この委員会の中にも、やはり当面の景気をまず立て直さなければ中期の景気の回復とかそういうことはできないという議論をなさる方もいる。しかし、小泉さんは同時に改善ではなかったはずだ。あなた自身どうですか、違和感を感じませんか。

○塩川国務大臣 総理は、所信表明演説の中にも、当面、経済の回復、景気を回復しということば明確にうたっております。小泉総理の言っております構造改善なくして景気回復なしというのは、従来は、構造改革の面において、ウェートが景気回復の方に置かれ過ぎておつたということ、そのバランスをとる意味において言っておることでございます。

したがって、構造改善と景気回復は、先ほども言いましたように、同時並行的にやっていく。それはなぜかといいましたら、今までの経済構造の中で改めるべき規制緩和とかいうシステムを積極的に変えていかなかった。今度これを変えてい

こうというのが構造改善です。それを景気対策と同時にやっていくことでございます。

それから、なおもう一つ、景気がマイナスになってもやるんだというその表現でございすけれども、私は、これは何遍も総理とも話しておりますけれども、そのぐらゐの覚悟で構造改善をやっ

ていかなければできないのじゃないか。

その総理の構造改善の中の一歩の中心は何かとい

いましたら、民間でやることは民間で思い切りやらせたらいい、そのことが景気回復になっていくんだ、この思想が一つあること。それからもう一つは、国債の発行を野方図にやるのではなくして、ここできちっと抑えていこう、これは財政構造の改革への入り口に立つんだ、こういう考え

でございす。そのマイナスになってもという意味はそういう積極的な決意表明のことであって、実際にマイナス経済になってはいかぬということ

は事実であります。

○日野委員 自民党の中で議論をして、また自民党の人たちの意見を聞いてしまうとそうなるってしまふのかなという、私の感想としては、やはり自民党という政党の持っている体質そのものが構造改革を許さない体質になっているのだな、こういうふうに思わざるを得ないですね。

では、さらに聞きましょう。

宮澤さんは、財政改革のためには今モデルをつくっている、こう言っていたのです、モデルづくりをやっていると。あなたの財政改革の具体的な姿というのはどういう路線に沿っていくのですか、ちよつと説明してください。

○塩川国務大臣 私たちといたしまして、財政構造の改革について、一つのブランドデザインは持っております。しかし、そういうことを持ち込みまして、現在、発足いたしました経済財政諮問会議がございす、その中で議論を進められております。

現在、新しく再編されました経済財政諮問会議で、第六回目でございますけれども、最近になりまして、竹中さんが担当されてから第一回の

会合を開きました。あと六回の会議を開いて、六月の下旬ぐらいに骨太の方針を出すということになっております。この骨太の方針は、経済転換、構造改善並びに景気対策を同時執行していくこと、いうことに対するいわばデザインを決めることとございまして、これに基づいて早急に基本方針に基づくとするの基本的な施策を決定していき、そしてそれを受けて八月の概算要求に織り込んで具体化していきたい、こういう計画であります。

○日野委員 経済財政諮問会議が今そういう議論をなさつていて、そして予算編成をどのように進めていこうとしているのかその方針を練っておられるのは、新聞等を通して私もよく知っています。私は、もつと聞きたいのは、その先に、それは毎年毎年いろいろ予算の議論はなさつていくわけですが、そのマスタープランがどうなのか、あなたが財務大臣としてお持ちのマスタープランはどうなのかということ。宮澤さんは、そのモデルを今つくつています、それができるまで待つてくれ、こう言つていた。あなたはなんですか。

○塩川国務大臣 宮澤先生が大蔵大臣当時考へておられましたことを私たちも継承いたしまして、それを具体化いたします。いたしますが、その場合に一応政府全体としての合意をとらなければなりません。その合意は、先ほど申しました経済諮問会議において方針を決定するというところでございまして、宮澤先生のおっしゃっていることがその経済諮問会議の中のテーマとして取り上げられておることは事実でございす。それはいづれ、十一月になるかと思うのでございす、まだはっきり経済諮問会議のスケジュールが私わかりませんけれども、私の感覚としては、大体十一月ごろに、日野先生のおっしゃるその方針、ビジョン的なものを出すということでございす。

現在、当面する問題として議論されておりますのは、平成十四年度のごく直近の経済対策と、それから中長期的なもの、それから将来的なものと、三つに分けて議論されておるという段階でございまして、近く、一番近時におきますところの

基本的な方針は骨太の方針として出てくるということとあります。

○日野委員 ちよつと意外な答えが出てきてしまったものですから、ちよつとわざとにそれ過ぎたかなと思いますが、きょう、今おっしゃったことを私もよく分析してみます。忘れないでいただきます。

それでは、税理士法の問題に話を戻します。

先ほどから私もお話ししたように、やはり税金を取られる側と取る側、この間ではいろいろトラブルが起きがちだ。そこで、税務職員の納税者に対する態度はきちんとしたものでなくちやいかぬと思うのです。何もみみ手をしながら近づけるとは言わない。しかし、ちゃんと相手に納得させるような、しかも礼儀正しくやらなければならぬものだ、私はそう思っているのですが、ここにつ

いての御指導はどうなんでしょうか。

それからもう一つ、さつきから大臣も言われた、コンピューター、スーパーコンピューターなどという例も挙げられましたが、こういう技術の向上は常に目指さなくちやいかぬ、これもまた争いはないだろうと思ひます。それらの点について、国税庁の方としてはどのようにしておられますか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいまの納税者からの不平、不満というよう

なものでございす、実は我々、この点につきまして、十二年、昨年の七月から十二月にかけて、五十五の税務署におきまして、来署納税者の好感度調査というのを匿名アンケート形式で行

わせていただきました。その結果としては、税務署の総合的印象については、約七割の方が「良い」「ないしは「やや良い」となつておりまして、また対応の親切さ、丁寧さについては、約八割が「良い」「または「やや良い」となつております。

もちろん税務署の窓口において苦情等が全くないと言ひ切れませんが、こうした結果から見ても、全体としては、職員の応接について納税者の方々から一定の評価はいただいているのだらうと思ひます。

今後とも、税務大い学校における研修その他

実な納税者の国税当局に対する信頼を逆に失う、ひいては申告納税制度そのものが成り立たなくなる、こういうことだろうかと思ひます。

このために、税務当局としては、誠実な納税者の信頼にこたえるためにも、収集した各種の資料情報、そうしたものを分析、検討した上で、所得の高額な方あるいは悪質な方を重点的に調査対象に選定をいたしまして、極力深度ある調査を実施するということに努め、適正、公平な課税の実現に努力しているということでございます。

○日野委員 そうすると、原則としては申し立て、もちろんそうですね、申告制度をとつていれば申告書、これをまず原則として信用するんだ、そして、問題がある場合に調査に入る、こういうことになるわけですね。

では、調査に入るのは何%ぐらいになりますか。つまり、申告書を信用するのは何%ぐらいになりますか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。現在、法人税を例にとりますと、実地調査の割合というのは全体で五・七%ぐらいということになっております。

○日野委員 五・七%ですか。そうすると、九五%ぐらいまでは申告書を信用して、そして調査も何もしないということですか。

それで、調査に入るのが大体五%前後あるということなんです、大体どういふことから調査の端緒といふんですか、それをつかむんでしよう。これは非常に難しい問題かもしれませんが、大体の傾向のようなもので結構です。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ただいま先生がお話しになられた、五、六%ということでございますから、すべてを網羅するということとは当然できません。そういう意味では、申告漏れを把握する端緒というのは多種多様ではあるんですが、一つは、やはり、収集した資料情報をもとに取引の状況など事業実態を確認する中、あるいは帳簿書類の作成のもととなった伝票ですとか領収書を確認する中で、売上除外ですと

か架空仕入れですとかそうした事実を把握する場がある。基本的には、私どもは、いろいろな端緒がございますけれども、知り得た情報が根拠にあるということかと存じております。

○日野委員 大武次長さん、ずばりお答えにくいようですけども、密告なんかかなりあつて、それがかなり主な情報源になっているんじゃないですか。いかがです。

○大武政府参考人 当然、情報の中にはそうしたのもございます。

○日野委員 それで、私もちょっと調査に入られた話をさっししました。ずっと昔のことですよ。そして、幸い私の場合は何にもなくて無罪放免ということになったんですが。

調査に入る場合、どうなんでしょう。これは、調査については事前にやはりちゃんと通告をして入れという主張がかなり強力にされているというふうには私は承知をしているんですが、調査なんかには全く通告なしにばんと入っちゃうんですか。いかがでしょう。

○大武政府参考人 今すべての調査事実を把握しているわけじゃありませんけれども、一応十、十一事務年度におきまして、農業所得はちよつと除きまして、通常の事業所得者に対する所得税の事案で、約八割は事前通知をしている。裏を返せば二割弱が、二割ぐらいが通知をしていない。それから、法人税の事案では、約九割が事前通知をして、一割ぐらいが通知をしないで調査をやらせていただいているということでございます。

○日野委員 そうすると、これは、原則事前通告というふうに向つてよろしかうかと思ひますね。うなづいておられるので、時間もないのでちよつと前に進みたいんです、済みません。うなづいておられたというふうには私がちゃんと見た、こういうことですね。

それで、税理士法の三十五条、添付書類の規定が今度新たにつけ加わりましたね。これは三十三條の二、ここから、三十三條の二が余り使われていなかったんですね、それを三十五條で添付書

類というものを付することになった。これの効果というのはどういふものですか。新たにこの三十五條で書類添付をするということになりました。その趣旨はどういふ趣旨ですか。

○尾原政府参考人 今回、計算事項等を記載した書面を添付した場合の税理士の意見聴取制度を拡充してございます。その趣旨でございますが、税務の専門家である税理士の立場をより尊重する、ひいては税務執行の一層の円滑化、簡素化にも資することになるといふ観点から、現行制度を拡充するものでございます。

○日野委員 そうすると、税理士さんが書類を添付すればそれは一応間違いない、申告のいろいろな資料や何か、これは間違いないという推定を働かそうということになりますか。それとも、一応は税理士さんが書類を添付すればそれは信用はする、しかし、何か問題があつたらちやんとその税理士さんに問いただすんですよ、問いただして、なおおかしいと思つたら調査に入るんですよ、こういうことになるんでしょうか。

(委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席)

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。全くそのとおりでございます。

○日野委員 これをつければあとは一切調査や何かをしないという効果を持つものではないというふうに向つてよろしいでしょうか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。この書類自体は、あくまでも税務に関する専門家としての立場を尊重して付与された税理士の権利の一つというふうには我々はとらえておりまして、意見を聞いたことによつて直ちに帳簿書類の調査を行わないということでは当然ございませ

ん。したがつて、税理士からの意見聴取において疑義が解決しない場合は、当然に帳簿書類の調査を行うということになるということでございます。

○日野委員 ある論者は、そうすると、貧しくて税理士を依頼できないような者に対しては非常に不公平になるのではないかという見解を述べられ

る方もおられますが、この点についてはどのようなお答えになりますか。

○大武政府参考人 ただいま申しましたように、今回のこの意見聴取制度、やはり税務に関する専門家としての立場を尊重して付与された税理士の権利の一つとらえております。ただ、今申したように、事前に税理士に意見を聞いたとしても、帳簿書類の調査を行わないという制度ではございせんから、納税者にとつて有利、不利ということではないかと存じます。なお、税理士に税務代理を依頼した納税者が直接税務官公署に申述する手間とか時間を省くことが可能となる、そこは税理士関与の有無により不平等があるという扱いではないということかと存じます。

○日野委員 どんどん時間がたちますので、こつちもどんどん先に行きたいと思ひますが、では、税理士の試験の受験資格について伺ひますが、これは、規制緩和推進三カ年計画に基づいた議論がなされたわけでございしますが、大筋の議論はどんな議論だったのか、ちよつと御紹介いただけますか。簡単に結構です。

○大武政府参考人 いわゆるダブルマスターの問題がかなり強くとらえられました。もともと、いわゆる税理士になる資格を得るためには、税法三科目とそれから簿記、財務諸表、各一科目の二科目の試験を合格することによつて税理士さんになるということなんです。一つには、ダブルマスター、商学ないしは法学というようなもの、大学の修士論文を通りますと、それで免除されるという制度がございます。特に、商学を取りまして簿記、財務諸表論、それから法学を取つて税法、各免除になるという制度がございます。

現在、それで、ダブルマスターで税理士さんになる方はかなりふえてきておるわけですが、ただ、この中には、最近、実はインターネットなどで修士論文代行業というのが出てきておりまして、一件百四十万ぐらいで修士論文を書きますというふうなお仕事が出てきているわけです。こう

いう事態を文部省とも一緒に協議させていただきまして、種々御議論がありました。

当初は、例えば国税審議会で修士論文をチェックするのはどうかという御議論もございました。ただいたんです、それは大学の自治に反するので、それを国税審議会に任すわけにはいかないという御議論もございました。その結果として、それぞれ、法律学であれば税法一科目、そして簿記、財務諸表論の方であれば、これはどちらか一科目、マスターを取られた方にも受験していただくというところになったということです。

それからさらに、税務職員につきましても、いわゆる会計科目の免除となる指定研修というのがやはり甘いのではないかと御議論もございました。そこで、それにつきましても、中で御議論をさせていただいて、国税審議会での指定研修自体のカリキュラムをチェックするとともに、指定無試験の自身を国税審議会に検証していただくというふうな手続を導入させていただくことについて、いわばレベルのチェックをいただくというふうな改正をさせていただこうと考えた次第でございます。

○日野委員 一つ一つやっている時間がなくなっちゃいましたので、国税職員の財務省令で定める指定研修ということになっていきますが、これは指定研修を受けて、そしてその試験を受けて、それに合格すれば資格を得るという形になるわけですね。これはもし落ちたらどうなるんですか。

○大武政府参考人 指定研修の際の試験に不合格となりますと、当然のことながら資格は得られないということになるわけでございます。

○日野委員 そういう例は今まであったんですか。かなり厳しい試験をやるようなふうにも聞いているんですが、厳しい研修、厳しい試験。どうですか。

○大武政府参考人 例えば御議論の大変ありました通信研修会計で申しますと、税務職員相当程度の簿記知識を有している、そして十年以上税務実務を経験している職員を対象に六カ月間研修を

いたしまして卒業試験を受けるということなんですが、特にことしの場合には、御存じのとおり企業会計がかなり変わったものですから、非常に合格率が悪くて、合格率六割強ということで、四割ぐらいの方は通らなかったということでございます。

○日野委員 その試験はまた受けることができるわけですか。

○大武政府参考人 再度受験することは可能ですが、たしか、連続して落ちますともう一度研修受け直しということになるかと存じます。

○日野委員 では、今度は補佐人の問題について伺います。さつき尾原局長が、証人尋問は補佐人にはさせないというふうにお答えになったと思います。それで間違いありませんか。

○尾原政府参考人 今回の法廷申述権でございますけれども、裁判所の許可を得ることなく、今回訴訟代理人とともに補佐人として税理士が裁判所に出席し陳述をすることができるといって制度が創設されることになるわけでございます。

○日野委員 その補佐人がやれる訴訟行為の範囲はどこまでかという問題なんです、本当は実は、大臣もよく聞いておいてください、私はきょうはここに最高裁判所の出頭を要求したんです、出頭というか、ここに出てくることを要求したんですが、そしたら彼らは断った。裁判所が出てくる委員会は、予算委員会と決算委員会と法務委員会だけなんだ、あとは出ないんだ、こう言うんです。そんなばかなことあるか。これは財金だけれども、法務委員会を出るとして、あと弁理士法もかかるわけでしょう。補佐人制度がみんな新設されていくわけですよ。そういう審議に、そういうところに出て、どの程度がやれるのかということをはきちんと明らかにすることがなければ、この制度はきちんと動かないと思う。

大臣も、よくそのことを記憶しておいていただいて、困るんです、大臣が最高裁に文句を言うわけにいきませんし、三権分立の建前上困っちゃうんですが、恐らく裁判所と財務省、これはちゃん

とそこいら打ち合わせをした上でこの法律を出してきたと思うので、私はここで聞きたいのは、ここで、陳述をする、こう書いてあるわけですよ。しかも、今までは裁判所は裁量的に許可、不許可を決めてきたものを、今度は補佐人になりなすと言え、これはもういやでも補佐人にさせなくちゃいかぬ、どこまでの訴訟行為が法廷でできるのかというところです。訴状とか準備書面なんかの作成名義人になれるのか。証拠の申請ができるのか。証人の尋問ができるのか。これらについて、今までの協議の結果、これを答えてください。

○尾原政府参考人 お答えします。今回の法廷陳述権の問題でございますが、この民事訴訟における補佐人でございまして、当事者または訴訟代理人の陳述を行い、その主張の正当性を明らかにするもの。

したがって、事実上及び法律上のあらゆる点について陳述することができ、その陳述は当事者または訴訟代理人が直ちに取消し、または更正しないときは、当事者または訴訟代理人の陳述とみなされ、陳述の効果はまず当事者本人に及ぶということになるわけでございます。

なお、裁判においては、陳述することだけが認められております。したがって、尋問することはできないというふうな法律上解釈されるわけでございます。

それから、これはなぜそうしているかといいますが、税理士は訴訟手続に関する専門的知識も十分に備えているとはいいたい。訴訟行為として税理士が証人尋問をするというふうなことになるかと、かえって納税者に不測の損害を与える可能性があるということからでございます。

それから、準備書面の問題でございますが、一般的にこの補佐人、期日におきましてみずから証拠申請をすることができるとはございしますが、自己の作成名義で準備書面を作成するような権限はないというふうな理解しているわけでございます。

○日野委員 これは私は、特に証人尋問の点について重視したい。なぜかというと、補佐人をつけて一番いいことは、メリットは、証人尋問のときに確かな知識を持って尋問ができるということですね。それから、反対尋問にも的確に対応できる。これは十分な知識がなければできないものなのです。ですから、本当は私は尋問ができるようにすべきだ、こういうふうな思っております。もしそれが変な方に行こうとしたら、そばについている代理人がそれをとめればいいわけですよ。更正すればいいわけですね。

そこで、今これは陳述なのだから尋問ではないという尾原さんのお答えだが、私はこういう文献もあるのだよということを話しておきたいのです。

これは、民事訴訟法では名著とされている菊井先生、村松先生のコンメンタールにある話だと思います。それは、必ずしも事実上の陳述に限らず、訴訟代理人と同様に、事実上、法律上、あらゆる点にわたって陳述することができ、したがって、証人や本人に対して質問することも訴訟行為の一部分であり、訴訟代理人と同様にできると解されている。こうなっているわけですね。

メリットの点、それから、お偉い学者先生の解釈、それを見れば、やはりこれは尋問権を与え、その方が正しいのではなからうか、私はこう思います。いざれば裁判所の訴訟指揮等に任せられる問題になります。裁判所とそこらは十分に相談をされて、尋問はできるというふうになされる方がよからう、私はこう思います。何かおっしゃることがあったら、もう一点聞くことがありますから、簡単にお願います。

○尾原政府参考人 先生おっしゃられましたように、補佐人の仕事というのは、いろいろな考え方があって、これは承知してございます。

ただ、弁理士法をつくり出すときも同じ問題がございまして、この場合、補佐人として陳述または尋問をすることができるといふように、尋問をできる場合には明文で置いておくというのが最近

の例になつてゐるようございまして、そのような点から、今回は陳述にとどまつてゐるということとを申し上げたわけでございします。

理士業務を行うことになりますと、納税者サイドからの問題が出てまいります。つまり、顧客といひましようか、納税者サイドにとりまして、委嘱している相手方の立場が法人の社員なのか、個人の税理士なのか、大変あいまいになつてまいりまして、法律関係といひましようか、責任のとり方の面で顧客保護に欠ける面が出てくるのではなからうかと思ひます。なお、監査法人についても、他の社員の承諾にかかわらず、職業が禁止されているところございします。

それから、税理士法人ですが、弁護士と併設する法人もきよう衆議院を通過しました。私は、そこからこつちに来たのですが、この税理士法人には職業禁止の規定がありません。職業してはいかぬ、これはちよつとつ過ぎるのではないかと、併設法では、法人の社員たちが承諾をすれば、それぞれの併設士が併設士の仕事をまた会社の業務とは別にやることが出来る。私は、このさむらいへの仕事というのとは大抵そういうものではないなからうかというふうにおもうのですが、何でこれが禁止という非常にきつゝい処分になつたのか。

それから、もう一点聞かせてください。例えば、法人が業務停止処分なんかを受けたら、この職業禁止との関係などで、その間税理士も税理士としての仕事ができなくなるのではないかと。これはちよつと酷ではないかと思ひます。それから法人が、例えば東京に本社を置いて釧路に支店を置いたという場合、こつちに対する不利益処分がそのままそちらにいる社員にも及ぶ、これもちよつとつ過ぎるのではないかと、そんな思ひがしますから、それについての考え方を聞かせていただければと思ひます。

（佐藤（剛）委員長代理退席、委員長着席）
○厚原政府参考人 まず、制度論の方から申し上げますが、御指摘のように、社員に對しましては、例外なく職業禁止の規定が置かれております。これは二つ理由があるかと思ひます。

一つは、税理士法人の事業上の秘密を保持、利益衝突を避ける必要がある。つまり、法人の事業上の秘密で、自己または第三者の利益を図り得る場合が出てくるのではないかとこの観点からの問題が一つございします。それからもう一つは、個人としても税理士が税

理士業務を行うことになりますと、納税者サイドからの問題が出てまいります。つまり、顧客といひましようか、納税者サイドにとりまして、委嘱している相手方の立場が法人の社員なのか、個人の税理士なのか、大変あいまいになつてまいりまして、法律関係といひましようか、責任のとり方の面で顧客保護に欠ける面が出てくるのではなからうかと思ひます。なお、監査法人についても、他の社員の承諾にかかわらず、職業が禁止されているところございします。

それから、併設士法人についてのお話がございました。私どもの所管ではございせんが、確かに、併設士法人の場合にはやや違ふ点があるようございします。これは、現行法も共同事務所というのがあるといひますが、現在でも、併設士は共同事務所としての併設士業務を行う、ほか個人としても併設士業務を行っている場合がある、今回の併設士法人化後に取り扱いを変へますと、混乱が生じかねないのではないかとこの実情を勘案したものであるといふふう聞いてございします。

懲戒等の場合については、国税庁の方から答弁していただきます。

○大武政府参考人 税理士法人が懲戒処分で停止処分を受けた場合の扱いでございますが、これは税理士法人が違法行為を行った場合、一年以内の期間を定めて、業務の全部または一部の停止、または解散を命じられるといふことになるわけですが、一般には、違法行為に係る法人の業務が停止されるものでございまして、法人のすべての業務が停止されるというのはいふまでもないかとと思つております。

ただ、仮に、法人のすべての業務が停止処分となつた場合には、個人の税理士事務所と同様、当該業務停止期間中は税理士業務ができまへんのことで、税理士法人は納税者との委任契約を解除しなければならぬ。必要であれば、納税者は他の税理士法人または税理士と別途税理士業務に関する委任契約を結ぶことになるのではないだらうかと

いふふうにおもう次第でございします。

○日野委員 時間が来ましたので、終わります。

○山口委員長 河村たかし君。

○河村（た）委員 河村たかしでございします。まず、大臣に御質問をしたいと思ひます。

まず、大臣の体験を、まあ若干悩んだんですけれども、私、真実のことを語るといふことが必ずしも、誤解される場合があるといふのでどうかと思つたんで、議員というのは国民のために、税金をもらつて暮らしておるもので、やはりしつかり言わねばいかぬといふことで、勇気を持つて事実を語りながら、例の官房機密費の問題です。それと、野党対策のことについてお話をしたいと思ひます。

まず、自分のことですけれども、数年、大分前になりますが、私が野党だつたときです。野党だつたときに、これから視察へ行くといふ話がありまして、その直前に、金額を言ひますと二十万です。もう一人の方は百万だと言つておるといふ話があるといふのに、何でおまえが少ないんだといふ話があるかも知れませんが、二十万、政府・与党関係の方からどうかといふ話がありました。旅行の直前だつたものだから、いやいや、こんなものは私、そんな筋合いじゃありませんし、これはとてもじゃないですから受け取れまへんわと言つたけれども、何せ直前といふこともありまして、無理にちよくちよく断りますと、やはり旅行も人情で、行きづらいいやないですか。だから、じゃ、しょうがないからとにかく一応預かりますわといふことでお預かりをしまして、旅行から帰つてまいりました。

それで、まあしばらく私も悩みに悩んだのです、正直言つて。どうしたもんだよな、これはと。世間様といふのは、余りしやくし定規といふこともありませんからね。だけれども、やはり国会議員といふのは、野党の議員といふのは緊張感を持ってやらねばいかぬ。これはやはりいかぬのではないかとこのことで、悩みに悩んで、しばらくたつてからお返ししました。ちゃんとやつておきま

すけれども、これは誤解されるといふから。一時預かつて、本当に私はお返ししました。こういう事実、私、あるんです。私があるんです、大臣。こういうのを大臣、何か言われておりますけれども、いわゆる官房機密費を野党対策に使つたことがあると言われたようですが、そのことがこのことじゃないんですか。こういうことがそうじゃないんですか。

○塩川国務大臣 私は、そんなこと、経験したことございせん。やつたことはありません。

それで、河村さんはいつ当選されたんですか。いつから国会議員……。

○河村（た）委員 平成五年でしたか、丸八年、三期やつております。

○塩川国務大臣 三期。平成五年ですか、それじゃ。私は官房長官をやりましたのは平成元年でございしますから、その時はまだおられなかつたです。

私は、だから関係ございせんし、私はそんなことした覚えは全然ございせん。

○河村（た）委員 といふことは、大臣が官房長官時代にやつたことではないと。

それから、海外旅行に、余りこういうのはやらないだけれども、何遍か行かれておられますわね、大臣。当然でございしますけれども、その中で、一、二、三、四、五回ぐらい、まあほかにも個人的にはたくさん行かれておると思ひますが、これも、公的なものだといふことでございしますが、こういうことの中でそういう例は全くなかつたのですか。

○塩川国務大臣 私は、官房長官やつていましたときにはございせん。

○河村（た）委員 いや、官房長官ではありまへん。その前といひますか、ちよつとこれはちゃんと調べてきまして、別に私は個人的にこういうことをやるあれはございせんが、四十五年、五十年、五十二年、五十八年、五十八年と行かれております。この期間中のことはどうですか。

○塩川国務大臣 その期間中も、私、そういうこ

とはやっております。

○河村(た)委員 受け取ったこととか、一切こういうことはなかったということでもよろしいですか。(発言する者あり)よく覚えておられますよ、そういうええ。すばらしい記憶力じゃないですか。どうなっておりますか、これは一体。

○塩川国務大臣 そういう、他人様にせんべつを渡した、そういうことは無いということを申し上げておるんです。

○河村(た)委員 もらったことはございませんか。

○塩川国務大臣 私は、もらったこともございません。

○河村(た)委員 いや、もうここまでではつきり言われますと、いわゆる週刊誌の話やございませうが、国会の答弁と全く違っております、すごい記憶力でございます。しかし、これは一遍、もう一回確認をしたいと思えます。このころの確認をするということ。

それと、委員長、こんなことは慣習でないかと思えますけれども、私は、相当広く習慣であるのじゃないかというふうに感じております、実は、ですから委員長、それが税金でしたら、これはこの委員会の大変な大きなマターになりますから、ぜひこれを、皆さん、まあ百歩譲れば仮に匿名でもいいですよ、全員が申告して、申しわけなかった、過去の慣習はと。今後一切やめよう、こういうことはと。そういうふうに、どうぞ委員長、どうですか。

○山口委員長 委員長にそういうふうな質問をされても、お答えするあれはありますので、質問を続行してください。

○河村(た)委員 何のために委員長をやっておるんですか。大臣より委員長というのは、国会の委員長ですよ、それなりの、もし、ないならいいじゃないですか、みんながないということに申告すれば、どうですか、リードしてやったら、税金の使い道を、とにかく国民に向かって正々最高責任者ですよ、あなただ。

○山口委員長 委員長として、そういうふうな権限とか、やるべき話ではないと思えますが、議員としては、確かにそういったこともお互い正していくという必要もあるかと思えますので、またその場の、違う場で、いろいろとまた仲間と話ししてみたいと思えます。委員長として答弁する立場にはないと思えます。

○河村(た)委員 いや、これはめっちゃやな話で、ちよつと理事、例えば委員会でもみんなで決めるとか、これは理事会で協議するか、やってくさいよ。これをやらないと、悪いけれども今国民の皆さん疑っているんですよ、みんなではつきりしないじゃないかと。だから、みんなではつきりしないじゃないですか。ないならいいじゃないですか。委員長、理事、どうぞ。

○山口委員長 ただいまいろいろと相談もさせていただきましたが、民主党さんの方から理事会においてそういうお話があれば、理事会で協議をさせていただきます。

○河村(た)委員 そういうことでございまして、ら、ぜひ、本当に今国会というか国会議員が信頼感がないわけですね、正直言つて。特にこういう問題が、私は残念ながら慣習としてあるのではないかと気がしております、本当に。

だから、もうやめたいんだよね、本当にこういうのは、やはり委員会が、国会が緊張感を持っておらなにかね、与党と野党が、それで、それが、もしせんべつにお金をもらっておるといふようなことがあったら、許されぬですよ、やはり。なしならなしでいいじゃないですか。皆さんで明らかにしましょうよ。

ぜひこのことは、今委員長の発言がありましたので、そういう余り党でどうのこうのとかじゃなくて、国民に対する責任として必ずやってください。どうですか、委員長。

○山口委員長 先ほど話したとおりで、理事会でそういうふうなお話があれば議論をさせていただきますかと思えます。

○河村(た)委員 議論をさせていただくと、それだからいかぬのだよ。やはり国会の委員長だつたら、国民に向かつて、テレビでそのまゝ国民にたがっているわけですよ。やりましょうと言つたらどうですか、それは。

まあしかし、今話がありましたので、信頼しまして、次のテーマに移りたいと思えます。以上の大臣のテーマは、それで終わりでございまして、次に、いわゆる国税のOBの方が、やめられると税理士さんをやっておられるという話があります。

して、私、この話をずっと前からやっております。ちゃんと仕事をやられておるならまだいい。全員ではないと思うが、国税の方もほとんどまじめな方だと思えます、しかし、何と、副署長と署長という、いわゆる偉い様というか指定官職というんですか、そういう人たちだけに特別のポストが与えられておる。こんなことはインチキじゃないかというところで、そのことについて質問したいと思えます。

まず、前回質問しましたので、そのときに、東京国税局管内でどのくらいの方があつて受け取って、幾ら収入をもらっているか御報告をいただきたいということで、報告しますと答弁をいただいておりますので、その報告をしていただきたい。それで、その報告の資料をぜひ配らせていただきたいと思えます。それに基づいて、若干のところはちよつとフルスピードで答弁をいただきたいと思えます。

○大武政府参考人 東京国税局の退職職員に対する税理士顧問先あつてんの状況でございます。

ただいま先生からお話がありました指定官職というの、署長、副署長並びに特別調査官というふうな指定された者でございまして、その方々につきましても、五十八歳でやめるかわりに二年間の退職あつせんというのをさせていただきますように、例え平成十二年では、九十六人の方が退職されて、お亡くなりになったりした等がありました。あつ

せんした方の一人当たりのあつせん件数が十三・三件、これは平均値ですから少数点がついております。それから、調査部所管法人、これが河村先生の御指摘だったんですが、それが四・九件。そして、あつせんした方の一人当たりの年間あつせん額が一千四十八万円というところでございまして、そのうち調査部所管法人分で四百八十五万円、このようになっておるということでござい

○河村(た)委員 本当にこれをどう思いますか、大臣。今大変なんです、御承知のように中小企業は、税理士さん大変ですよ。みんな一般の、一般というか国税OBでない方は、国税のOBの、それも偉いさんだけですよ。私はよくだまつておるなと思う、国税庁の指定官職でない人たちが。(発言する者あり)定年まで勤めるって、あと二年で終わるんじゃないんですか、これは。それならそれで、ちゃんとその分だけ退職金を多くするとか、幾らでも方法はあるんですよ。

ちよつと趣旨をお伺いしませうか。なぜ、どういう趣旨でこういうことをやるのか。

○村上副大臣 河村委員の御質問にお答えします。

今、委員、こういうふうな説明があつたところですけれども、国税組織もやはり組織をより活性化していくためにいろいろ退職勧奨を行っているわけでありまして、そういうところで、やはり退職後の生活安定を図るためにおいて、退職管理の一環として適法に顧問先のあつせんを行っているというところであります。

このことは、税務の実務に詳しい退職職員を顧問税理士として招聘したいという企業からのニーズもありまして、また、税理士業を退職職員の多くが希望しているということがありますので、企業のニーズへの的確な対応や、職員による顧問先の自己開拓等の非行防止という点で一定の役割を果たしている、私はそういうふうな考えております。

○河村(た)委員 まず、組織の活性化と言つてお

りますけれども、活性化をこんなことでやるんですか。中でいろいろなことができるじゃないですか。これは一体どうなっておるんですかね。

それで、まず、どうやって具体的にアッセンしおるのか、ちよっと聞きたいですね。

ちよっと皆さん、資料を見ていただきますと、いいですか、委員の皆さん、指定官職退職者数のところを見ておると、平成九年ぐらいからいきました、五十人、七十人、九十三人、九十六人、ふえてきていますよね。アッセンした者が五十名ないし、これは大体同じようにいっております。それで、一人当たりのアッセン件数が十三・八ぐらいですから、だから、平成九年から平成十年まで二十人ふえておられますね。二十人で十三・八ですから、これに二十掛けますと二百六十ですか、二百六十ぐらいふえておるわけです。この不景気のさなかにだよ。どうやってアッセンするんですか。

まず、アッセンとは何ですか。どうやってアッセンするわけですか。お伺いしましょう。

○大武政府参考人 各国税局におきまして、今ございました指定官職に達した方に対して定年退職年齢前に勧奨退職を行っておりますので、その退職職員の生活安定に配慮するという事で、具体的には、退職勧奨に応じて職場を去ることになった職員に対して人事担当者が一元的にその意向などを聞き、特技などを聞き、そしてアッセンをしていくという事でございます。

○河村(た)委員 そんなことを聞いておるんじゃないんです。どうやって新しいアッセン先を探したかということですね。これは実際にふえていくでしょう、不景気のさなかに。どうやってふやしたんですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。先生がお話しになりましたように、基本的には二年でございますから、二年たつた方はかわつていただくということを願っています。

それから、さらに、先生の御主張にもありましてとおり企業ニーズが重要でございます。したがって、そのニーズは尊重せざるを得ないという面はあります。二年でやめてくれと言つても、どうしてもだめだという企業も中にはございます。しかしながら、基本的にはやめていただく。それからさらには、そういうだめだと言つて結つておられた方もお年になりますから、そういう方には、またさらに、今回のように退職者がふえてきていくという状況の中では実はそういう方にやめていただく、そこに紹介するというようなこともございます。

○河村(た)委員 いや、要するにアッセンした人がふえていくわけでしょう。一人当たりのアッセン件数十四ですから、これは二百何十社ふえていくんです。

まず、大体一月幾らぐらいですか、平均顧問料、OBの場合は。

○大武政府参考人 二点あります。まず、ふえていくというのは、実は、退職者が一度、昔すごく多い時代から徐々に減つてまいりまして、今見ていただいている平成八年ごろがボトムなんでしょう。そして、徐々にまた退職者がふえていく。これは、おわかりのとおり、現下もそうなんです。国税職員の定員管理が厳しい時代になると新規採用が採れない、そして大量にやめる時期になると大量に新人社員を採れるという、その繰り返しをしておりまして、そういう意味で波があるというのが一点。

それから、もう一つの平均でございますが、前回、先生の御質問でありましたように、局によつても違うと思いますが、大体五万円ぐらいではないのかというふうに思っております。

○河村(た)委員 まず、退職者に波があると言つて、退職者は何かそちらの事情かわかりませんけれども、対象となる会社、今言われたように五万円なら五万円払う会社はふえていくわけでしょう。そうだね。

では、一般の税理士さんは今顧問料は平均幾らぐらいですか。

○大武政府参考人 それは一般的には理解してござい

りませんが、先にちよっと私の説明がまずいといけませんので説明させていただきますが、過去に大量に実はやめている方がいらつしやつて、その方が高齢になつていく。その方々がやめる企業があつて、企業の側から、うちの先生はもう年だからというので、実はニーズの申し込みがあるという事なんですね。

むしろ、逆に言いますと、平成八年ごろというのは退職者が非常に少なかったものだから、以後に後継者の方が来ないので、二年を過ぎている人が実はいた。そういう人たちにやめていただくことによって新規の分をしているので、新たに企業の側にお願ひしますと言っているわけでも必ずしもないという事は御理解いただきたいと思ひます。

それからもう一点、今の、一般の税理士さんの顧問料というのは、それこそ、実は今の五万というのいろいろな幅がございまして、現実に帳簿をつけるとところから、税務相談をやるところから、あるいは特に資産税なんか多いのですが、事業承継といひますか、そういうときだけに出てくる方とかいろいろあるものだから、必ずしも一概には我々つかめておりません。

○河村(た)委員 都合が悪いことはわかりませんと言ひますけれども、大体三万円だと言われてい

ますよね。それも、やはりもうからぬところがあると値切りますよね、正直言つて。アッセン税理士さんの場合、五万円を値切られることはあります。

○大武政府参考人 あくまでもニーズでございますので、ニーズに合わない方は、まさにこの間、河村先生の御指摘もあつて、優良法人などには、残念ながら一部ニーズと合わない方について

はやめていただくということもやらせていただいております。したがつて、金額的にも必ずしも一律というわけではございませんで、当然、三万円という方もいらつしやる、逆に十万円という方もいらつしやると思ひます。

○河村(た)委員 いずれにしろ、OBの方の方が

これはいいのだよね。大臣、いいのですよ。それで、今税理士さんのうちの何割ぐらいがOBの税理士さんですかね。

○大武政府参考人 ストックベースといひますか、現在の、税理士を開業している中では四割弱ですが、新規は二五％ぐらいでございます。新たに登録されていく中では七五％はOBではございません。そして、ストックでは四〇という事は、逆に言う過去が大変税務職員が多かつたということかと存じます。

○河村(た)委員 四〇の方がOBの方で、普通の税理士の報酬の倍以上にいたつておる。試験も簡単だと。こういうのをできレースというんじゃないの、大臣。本間に民間人の、いろいろ言つてい

るでしょう、構造改革とか何とかいって。各論でやらなきゃだめですよ。役所天国も甚だしいよ、こんなのは。改革すると言つてくださいよ、大臣。

○塩川国務大臣 先ほど大武次長が言つておりますように、やはり長年税務行政に携つてきた者が、その専門的知識を使ひたいという企業もございまして、また本人自身といたしましてその専門的知識をこれからの高齢化社会で生かしていきたいということもございまして。

ですから、問題は、税務署の権限を使つて、あるいはまた権力を使つて再就職を強引にさせておるといふことがいかぬ、私はそれはいかぬと思ひます。しかし、自然な中で就職が行われていくという事については、これはある程度は是認していいのではないかと思つております。

○河村(た)委員 これはだめだ。だめですわ、悪いけれども大臣。民間の税理士事務所は何十年も勤めて、そういう方が何人おると思ひますか。税理士試験通るの大変ですよ。どちらが専門的知識があるのですか、国税庁に長いことおるのと。百歩譲つても、同じと言つていいんじゃないですか。それはそれぞれのノウハウを培つてい

ますよ。そういう人たちは全然そういう光が当たらないのよ。

それと、税務署の中でも指定官職ということで、そこに行かなかった人たちは全然だめじゃないですか、これは。

そんなことを政治家の言葉として、具体的にはいいですよ、だけれども、やはりこれは弱者に厳しい制度じゃないかということが言えないようではだめですよ、これは本当に。もう一回答弁してください。

○塩川国務大臣　ですから、私が申し立てるのは、税務行政の権限とか権力を使ってやっているとすることは、私はこれは絶対にいいません。それはやってはいけません。しかし、退職した後、本人が就職をし、あるいは自分で仕事を始めるということに対して、それもけしからぬということはないかと思えます。

○河村(た)委員　権限権限と言いますが、権限があるから再就職できるのですよ。とんでもない話ですよ、それは。なぜ民間の人たちが税理士になって顧問税理士先を発掘するのに苦労するのですか。なぜOBの人たちは案にいくのですか。特に指定官職の人にはなぜ案にいくのですか。それは税務署長だったからじゃないの。税務副署長だったからじゃないの。権限があるから行ったんじゃないですか、大臣。いや、そうなんです。そのとおりなんです。

○村上副大臣　よろしいですか、河村委員。激高なさらないで、冷静に。

河村委員はそう一方的におっしゃいますけれども、税務職員は、その全員が国税専門官試験または国家公務員のⅢ種試験等に合格して採用された後、税務調査、納税相談等の実務経験や税務大学校における各種の研修を経て、一定の要件を満たした場合に税理士試験においての試験科目の免除が認められておるわけです。

また、税理士の業務が、納税者を支援し、国民の納税義務の適正な実現を図るための税務に関する専門家としての業務であるのだから、税務職員として十分な税務実務の経験を有する者が有資格となること自体は、税理士制度の運営自体に、

実情に沿うものと考えております。それで、まだまだ、ちゃんと答弁させていただきます。

それから、税理士試験に限らず、弁理士においても公的資格や諸外国において多く見られるところであります。

そういうことで……(発言する者あり)質問ばかり言わないで、ちゃんと答えさせてくださいよ。(発言する者あり)何言っているんですか。答えるアカウンタビリティはこちらにあるんですからね。

委員長、ちよつと静粛にさせてください。

○山口委員長　答弁を続けてください。

○村上副大臣　だから、民間の税理士事務所の職員の数等につきましては、結局今申したように、一概に判断するというところで、均衡を失っているとは私も考えていません。

○河村(た)委員　大臣、ちよつとこれは後で調べたいのだけれども、要するに署長、副署長ですね、大体言えば、指定官職という人たちだけに限って年間一千万から二千万。それから、後で聞きますけれども、もつと物すごい収入の人があるのですよ。あつせんしておるのですよ。こういう事実をどう思うかということなので、またぜひそれは省内でしっかりと考えていただきたいと思えます。

それで、今ちよつと言いましたけれども、一千万、二千万もそうですけれども、ここ三年間ぐらいさかのぼって、OBの税理士の方で、公示されていますから、税の額は、公示されておる方で一番多い方はどのぐらいの方がお見えになりますか。

○大武政府参考人　お答えさせていただきます。

前回の国会で、先生の方から東京局の調査三部長、四部長OBがどういうふうになっているか調べろということを言われまして、それを調査させていたいただきましたが、その方々に関して言いますと、現在まで、三部長、四部長で退職されて、亡くなられた方は別にすると三十名おられますが、

十一年度の所得税の額でいいますと、一千万円、これは所得税額ですけれども、収入ではありませんけれども、所得税額の公示対象になった方は二名というふうになっております。

実は、今の御質問で、それとそのまま合うかどうかわかりませんが、過去、いわゆるベテランの方で、それこそ局長、地方局長までなられたような方の中に高収入の方がおられまして、現在、十一年度の所得税の公示対象となった方は、その方の中、全部で物故者を除きますと二十四名おられますが、そのうち八名。その中には、今御指摘のように五千万円弱の所得税額を払っている方もいらっしゃる、こういうことでございます。これは一人でございますけれども。

○河村(た)委員　これは所得税額ですからね。収入すげいのですよ。余りちよつとあれしてはいかぬですけれども。

それからもう一つ質問は、ニーズにこたえられと言ったけれども、どういうニーズがどういうふうに寄せられるのですか。

○大武政府参考人　お答えさせていただきます。ただ、誤解がないようにお願いしたいのは、今の調査部長であれ国税局長であれ、我々があつせんした額とは全く関係ございせん。むしろ自力で、ですから、むしろお年の方に多いので、若い方よりも年をとった方に非常にどんな大きな額が出ていくということがございます。このあたりは、直接我々のあつせんしたときのニーズとは関係ない、むしろ、変な話ですけども週刊誌等で有名になられるとか、そういうことでお客さんの方が集まってくるということが多分あるんだと思えます。

それから、今言われた、それではあつせんというニーズはどう把握するのかというのは、例えば、法人税の中でもこういうニーズの方とか、そういうのを当然寄せていただいています。したがって、確かに、平均額で先ほど申しましたが、多い方と少ない方がどうしても出てきてしまう。専門分野が非常に限られているような方について

は、どうしてもあつせん額が少ないということにはなつてしまふということがあります。特に現在ですと、国際課税ですとか、調査部の、特に最先端部門にお詳しい税理士さんのニーズが高い、そういう事実はございます。

○河村(た)委員　ニーズはどうやって寄せられるんでしょうか。電話がかかってくるんですか。何ですか、これは。

○大武政府参考人　お答えさせていただきます。

実は、先ほど来申したように、二年間であつせんを切りますので、うちの行つております税理士はもうやめていただきますというのを申し上げます。そうすると、それでは次にはこういう方が欲しいという御要望を受けるということでございます。

○河村(た)委員　新規もあるわけでしょう、新規があるでしょう。

○大武政府参考人　個別名ではわかりませんが、それは新しいベンチャー企業とかそういうところではあると思いますが、それは必ずしも、当方がというより、明らかに先方さんから言つてきているケースだと存じます。

新規という言い方が河村先生の言葉とちよつと違ふのですが、むしろ古い、お年寄りの税理士さんがいらつちやつて、退職OBの税理士さんがいて、それがお年だからかえてくれというニーズは結構新たに、従来の方とは別に、あるように聞いております。

○河村(た)委員　そうしたらあれですか、かえてくれなり、今ベンチャービジネスも言われましたけれども、そうやって言われて、どこで言われるのですか、それは。

○大武政府参考人　それぞれ税務署に来られたり調査部へ来られることもありまされども、基本的には、各国税局の人事課の方に人事専門官という職種があるのですが、その方へ寄せられていて、人事課に寄せられているということでございます。

○河村(た)委員　寄せられておるということは、

電話が何かかかってくるのですか、本当に。では年間何本くらいかかっているのですか、一体。

○大武政府参考人 それは具体的には私も今データを持っておりませんが、ただ、例えば、個別名で変更がありますが、私のところへかかってくることもございます。しかし、私はそれは受けませんで、人事課の方へつないで、こういうニーズがあるので、それでは調査してくださいというのを申し上げることはございます。

○河村(た)委員 まず、それでは何本くらいニーズがあるか調べてください。それは委員長、お願いしますね。

○大武政府参考人 それは難しく、それはどういう形かわかりません。申し上げるならば、基本的には、要するに二年のローテーションの方をやっていただくという形でこちらが申し入れるのはありますが、それ以外というのは、どういう形であるのかわからない。

○河村(た)委員 問題は、大臣、税務署の影響力を使っていかにいかかどうかということをやっているわけですよ。

私、何でもこんなことまで言うかという、国家の根本だからですよ、税に対する信頼は。だから、そこにどういいうタイミングで税理士さんを紹介していただくと言って、どういう対応をしているかというのは、極めて大きいですよ。

それから、OBでない税理士さんにとつても、そのハンディキャップというのはすごいんだから、イコールフットリングでないところが。そうでしょう。だから、ここはつきりしなきゃだめなんです。

だから、何本電話がかかってくる、どういうニーズがあるか、はつきりさせてください。調査してください。新しいところなり、顧問先が変わるところです、要するに。それからどういいう手段でここにアクセスしてくるのか、これをききつと出してください、次までに。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。今も申し上げましたように、それは、例えば何

人を先ほど申し上げたようにあつていないのかというの、先生の御指摘で、それこそ数カ月かけて人海戦術で調べましたが、では具体的にどういいう形で来ているかというの、それは来方がいろいろありますので、それこそ把握することは困難だと思います。

むしろ我々は、先ほど大臣も言われたとおり、個別の、自分でいゆる退職先をあつていさせるということも最も危険なことではないですか、むしろ人事課で一元的にそういうのを抑えるという意味もあつてやっていると点もぜひ御理解賜りたいと思います。

○河村(た)委員 どうやって人事課に話が上ってくるのかを知りたいと言っているのです。これは、もしだめだったら、ちよつと委員長として言ってください。

○大武政府参考人 いろいろなケースがあると思いますが、要は、人事課へは、今申し上げたように、直接人事課に納税者から来る方ももちろんあります。それはあると思います。

それは、自分の税理士さんをも人事課からあつてもらつたところ、それはそうだと思うのですが、そうでないところは、税務署に寄せられるケース、あるいは個人的に、知り合いが税務職員にいて、親戚とかでいる場合もあります。そういうのを全部、個人的にあつていさせないで、何とか一元的に全部人事課に吸収するとい

う格好で努力しているところではないかと、その意味では、どういいうとらえ方をするかというの極めて難しいと存じます。

○河村(た)委員 やはり人事課に聞いてください。どういいうふうに集まってくるか、本当にこれは、極めて難しい、簡単じゃないですか、皆さんメモをとられるでしょう。

○大武政府参考人 いろいろなケースが多分あると思うので私もストレートにわかりませんけれども、例えば親戚からとかいいうのもあるでしょうし、いろいろなものがございます。それはもちろんあります。ですから、そういうものを、

では、つないだからといって、最初の紹介がだれかというの、はわからないのです。したがって、人事課にきた件数であれば、それは当然把握することはできます。

○河村(た)委員 今の話、では、依頼があつた件数は報告してもらえますか。ちよつと答弁してください。

○大武政府参考人 先生の御質問の東京国税局に、人事課に依頼のあつた件数ということであれば、また人海戦術も含めて調べさせていただきます。

といひますのは、依頼があつても、実はあつていないケースもある。したがって、そこは、実は切つちやつたようなケースというのはどこまで把握できるのかわからないものですから、かなり難しいところはあると思つております。

○河村(た)委員 では、電話が何か知りませんけれども、依頼があつて、人事課に回すわけですね。六月まで待つてくださうか、こうなるわけですか。一年待つてね。じつと待つてくれよ、こういうわけですか。

まず、大体、紹介していいの、そんなこと。本当にいいのですか、そんなことをやつて。税理士会に行つてくださうと言ふべきじゃないですか。税理士というのは、無償独占でしょう。ただでやつても、税務のコンサルティングをやると、税理士をやらないかぬと決まつておるのです。だから税理士の皆さんは、そういうところでは、みなでやる。そういうようなためにもあるんじゃないの。そんな、税務署から頼まれたのを私のところの人をどうぞなんて、ばかなことを言うのがあるのか、そんなものは、とんでもないことですよ、そんなことは。

大臣、どうですか、これを聞いて。答えてくださいよ。

○塩川国務大臣 先ほどのやりとりをずっと聞いておりました、そういうことが現実にあるかも知れませんが、私も思つたりもしますが、自分

つてはなかなか答えにくいことです。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。何であつていふのかというの、やはり若返りを図るといふのは、実際上、現在、新規採用といふのは定員管理で非常に激減しておりまして、もし退職勧奨といふのをやめると、三百五十人の方が実はあつてしまふ。そうなつたときは、やはり優秀な職員を、やる気を起こして仕事をさせるということがどうしても我々としては重要だと思つています。

そういう意味で、やはりある程度、退職勧奨、五十八歳でやめていただくという以上は、その方々に対する六十までの保障はさせていただきたいと思つておるわけでございます。

○河村(た)委員 まず大臣、それはやはり大臣です。実務派がこう言つておるのを聞いて自分として、いろいろな御感想を述べられておるじゃないですか。何十年もやつておられる大先輩です。から、こんな状況を聞いて、もしそれが真実であつたらという仮定つきでもいいですよ、それはやはりいかぬのじゃないかというぐうい言つたらどうですか。

○塩川国務大臣 いや、それはもう政治的な発言ではなくて、本当に私も一度、国税局関係でございいますから国税局の幹部とよく話をし、また、こういう議論が国会であつたということは、やはり世間に対しても非常に強いこととございいますから、そういうことの弊害はないように私は十分いたしたい。

そしてまた、そのあつせんということも、いわば、今公務員の天下りといふことで問題がいろいろ出ておりますね、そういうこととあわせてどういいうぐあいにするのか。私は実態を知りません。ですから、まず実態を承知して、そういうことに対する対策等を協議いたします。おつしやつてい

ることは、もうよくわかりましたから。

○河村(た)委員 私も、お年寄りといふが高齢者を非常に大事にするタイプでございますので、こんなことを言つちやいけません。ちよつと時間

を、そういうことだったらぜひちゃんと調べていただいて、こはしつかり、やはり政治家としての、これは小泉内閣の性質にかかわることですから、やっていただきたい。

では、きょうは警察庁が来ておりますので、警察庁に。これは同じようなことがあるんですよ、実は。何で警察庁が来ておるかといったら、税務署と警察、これは用心棒にいいですね、民間会社からすれば。金とパワーでしょうか。だから、それだけに、ただそういう立場だけではない、権力を持つています。

では、退職する以前、定年の直前でここがどういうふうなやつておられるのかということ、かなり聞いたんですけれども、職員数、定年退職者数、勧奨退職者数、やはりあるんですよ。あるのかないのか。勧奨はありますね、二年前に。そういうところで、ポイント、勧奨はいいですよ、あつせんをして、年収一千万とか二千万とか、そういうことをやつておられるのかどうか、この辺がポイントでございますけれども、そこら辺のところをぜひ警察庁にお伺いしたいと思います。

○石川政府参考人 警察職員の再就職の問題でございますけれども、これは、今御議論ございましたように、退職後における生活上の問題というのが一つございます。それから、在職中に後顧の憂いなく、いろいろなことをしないで職務に専念することができるとか、こういうふうな観点からこの問題に對処しているわけでございます。

警察官の再就職につきましては、在職中に培われた知識とか経験というものが再就職の求めがある団体とか会社等の業務に本當に貢献できるのかどうか、もう一つは、そういうところへ再就職することによって、警察行政の公平性という観点から問題が生じないのかどうか、こういうふうなことを考えながら、再就職に関する相談とか問い合わせが各企業等からありましたときに、適任と思われる人材を紹介する、こういうことはいたいしております。

警視庁の例、警察官の例について人数等について

て申し上げますと、平成十二年度におきましては、警察官の条約定数が四万一千六百四十人余りでございますけれども、定年退職者数が約五百六十人、それから勧奨退職者数が四百三十人。その他の退職者数というのがございます。これは、自己都合、あるいは病気で亡くなるとか、そういうふうな退職者がございますが、これが三百十人で、約千三百人が一年間に退職をされております。

それで、定年退職時の平均給与が、これは全くの平均でございますが、約四十九万円で、退職金も、これも全くの平均でございますが、定年退職の場合は三千百万円ぐらいになっている。地方警察官でございますから、地方公務員でございます。

そして、警視庁において把握をしております主な再就職先でございますけれども、いわゆる外郭団体、これは例えば自警会というふうな互助組織でございます。そういうふうな外郭団体に約二百人、警備業に約五十人、それから金融業に約二十人といったようなものが主なものでございます。このほか、交番相談員といったようなことで、退職後雇用をいたしまして非常勤職員としてやるといったような方が約二百六十人ぐらいおられる、こういうふうなことでございます。

○河村(た)委員 これはまた先でやりますけれども、要は、警察の場合は、税務署のように、毎月五万から十万知りませんけれども、こうやつてシステムのようになら再就職をあっせんするというのがあるのかないのか、どつちですか。

○石川政府参考人 これは、署長でやめたとか署の職員でやめたとかそういうことは特に関係ないわけでありまして、雇用したいということで希望をしてみられる企業がどういふことでこの職員を活用したいと思っているか、これによるわけでございます。

例えば、署長とかそういう組織管理をやった者については危機管理について指導をしてもらいたいとか、あるいは刑事をやったりなんなりしたと

いう人については実働としてやつてもらいたい、こういうふうなことでございまして、特に決めて、定期的に何か定数を決めたりなんかしてやっているといったようなやり方は、警察の場合は、各地方それぞれでございますけれども、余り聞いておりません。

○河村(た)委員 時間がないので、これでわかったのは、警察はそういうシステムのなのがないということでしょうか。税務署は強烈なシステムがあるということですね。

これが、国税に言わせれば、権限が強いのでこうやつてやらぬと乱用のおそれがあるというんだつたら、これは警察も同じだねということだと思ひます。だから、この問題はまた今後さらに深めてまいりたいと思つております。

それで、先ほどのところにまた戻りますが、やはりここが中核なんです、どうやつて新しい顧問先を発掘するか。何遍もくどいですが、これも皆さんのところに電話かなんかで話があるわけね。それで国税庁に振るんですね、人事部に。こういう話があったよと振るんですね。振つて、国税庁がそれをプールしておいて、どかんといくわけですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。実は、国税庁というのはこれに関しては全く関知しておりません。むしろ国税局でございます。その国税局の人事課にいわば集約させる努力をしてきました。というのは、やみあつせんといひますか、やめるときに、万が一関係者、自分のいわゆる関係を人、そこへ行ったようなケースというのを何とかして抑えたいということもございまして、それから、すべて人事課に一元化するというところで、いわばあつせんというのはやらせていただけてきた、こういうことでございます。

○河村(た)委員 やはり再度頼みますけれども、どういふ段取りでそういう依頼があつたかはぜひ報告をしてください。

なぜかといつたら、税務署に、例えばですよ、本當にあるかどうか知りませんが、私はこ

ういう仕事をやっています貿易関係の仕事をやるようになりまして、関税の実務に強いOBさんを紹介してくださいなんて、本當に言うんですか、そんなことを。そんな人がおるんですか、本當に。自分で電話をかけてくるような人が一体これは本當におるんですか。

○大武政府参考人 それではお答えさせていただきます。

個別の例でいいますと、私のところへかかってきた例でいえば、自分の顧問税理士さんが大変お年になつてしまつたので、その方はもう、とてもじゃないけれども長くお務めになれない、したがつてだれかいい人はいないかというお問い合わせがあつて、それは、ある場合は実は日本税理士会につないだのもございます。しかし一方で、退職、うちの職員がいいと言われた方については、人事課の方へ一元的にお返しをした、私の知り合いを紹介するということはない、こういうことでございまして。

○河村(た)委員 そうしたら、問い合わせがあつたときにどのぐらいを、まず、照会があつたのに自分のところで、自分のところのOBなんか、そこを専門に入れていたらインチキですよ、それは。とんでもないことだよ、それは。これはわかりますか、大臣。そうですね。

僕は何が言いたいのかというと、そんな相談する人なんて、ほとんどないはずなんです。この不景気のときに何百件もふえているんだから。下手したら、何か調査に行かれたときとかそういうときに、例えばこれだけ修正していただかなきゃならぬとかいふ話があるじゃないですか。そういうときに、そのところでやつておるのじゃないの。そういうことが非常に疑わしいのですよ、もしそうだったら、いかぬと思はれるでしょう、大臣。そういうときにあつせんしておられれば、どうですか、大臣、これは。

○塩川國務大臣 ですから、先ほども申しましたように、そういう実態があるのかどうかということについて、私は国税庁の幹部と、調べて御報告

いたします。

○河村(た)委員 わかりました。それじゃ、しっかりこれは御報告をいただきまして、まず一つぐらいいありますね。本当に自主的に来た場合。その場合でも、必ずやはり税理士会に取り次ぐべきだと私は思います。自分のところのを出して、インチキじゃないですか、そんなものは。とんでもない話ですよ。

それから、今言ったように、いろいろな調査の現場とか、そういうところでそういうことを行っていないかということですよ。そこをやはり次は、大臣に御答弁いただきましたので、しっかり報告書をつくっていただきたいと思います。

では、この問題はこれにしまして、あと十分ですからもう一つ、皆さんのお手元に資料が届いております、この納税者番号の問題をひとつやりたいたいと思います。

資料が配つてあると思います。これですね。表のページ、これは国税庁のこの間の電子申告のページですが、間違いないですね、これは。

○大武政府参考人 間違いないですね。この表の方がそうでございます。

○河村(た)委員 これは、電子申告実験整理番号と、委員の皆さん、ありますね。これは十一けたなんです。一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇、一と、十一けたになっていますね。これをべらつとめくっていただけますか。ここに出てくるのは、これはいわゆる所得税の確定申告書ですね。このところに、納税者整理番号とよく言いますが、番号がついております。これは八けたなんです。こちらの番号は。わかりますか。

何が言いたいかといいますと、八けたといふとどれだけ付番できるかといいますと、一、十、百、千、万、十、百、千、万、九千九百九十九万九千九百九十九、八けたで実は付番できるということですね。十一けたというのは、自民党の皆さんが多分誤解しておった口だろうと思えますけれども、私は自由主義者として非常に残念なんですけれども、おとしの八月十三日、日本最悪の

法律、日本国民全員にだれとも重複しない番号を付番するいわゆる国民総背番号、これが残念ながら、私も民主党は反対しましたけれども、通りました。それが、十けただといっておったのが今十一けたになって、その番号なんです。

納税者番号にいわゆる背番号を使う、背番号を納税者番号に使うというのでは、これは法律で禁じられておりますね。どうですか。

○尾原政府参考人 先般、住民基本台帳法の一部を改正する法律で住民票コードができたわけでございますが、その中では、いわゆる一般的な民間の機関は対象外、使つてはいけないということになっておりますし、また公的部門も限定されているわけでございます。

したがって、この納税者番号制度といふのは、くどくどと申し上げませんが、各種の取引をしたとき、いわゆる民間の取引の相手方にもその番号を告知することになりますから、この現行制度の住民票コードは、仮に納税者番号制度を導入しようということになりましたら、このままでは使用することはできない、こういうことでございます。

○河村(た)委員 違法ですね、使えよ。

○尾原政府参考人 これは、納税者番号制度を導入するという合意ができ、その番号制度として住民票コードを使うのが合理的だという仮に判断がなされても、現行の住民基本台帳法を改正しない限り利用できないということでございます。

○河村(た)委員 それでは、なぜこの電子申告の番号が十一けたになったのでしょうか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。住民基本台帳番号とは全く関係がございませう。本年実施させていただいた実験の整理番号といふのは、パスワードとともに受付システムのアクセス権限の確認のキーとなるもので、実験参加者以外の方による受付システムへの侵入を防ぐ。あるいは、可能な限り多いけた数とすることが望ましい。その一方で、余りにも多過ぎては納税者の利便が損なわれるという意味で、そういう意味

での実験として、例えば実験参加者を個人、法人税理士の別で一けたとしました。あと、連番あるいはランダムな付番から成る一連番号として九けた、それから、チェックデジットといひまして、誤りを検出するための一けたを入れます。それで結果として十一けたになったというものでございます。

○河村(た)委員 うそを言っちゃいかぬですよ。そんな、偶然結果として同じになったなんて、だれが信じますか、そんなこと。悪いけれども、こればかりじゃなくて今の政府でやっているe-Japan計画ですか、それでも、使つてはいけないというはずだったのに、どんだん使つているのですよ、これは。

十一けたが全部番号になるのじゃないと思ひますよ、私は。十一けたですと、一、十、百、千、万、十、百、千、万、一億、十億、百億ですか、九百九十九億人、付番できるようになっちゃうのですよ。だから、実験は、国民総背番号もその中の幾つかは、例えば大蔵ならこういうふうに使つてと、こうなるわけですよ。

そういう意図があったのでしよう、これは。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。全くございません。

○河村(た)委員 うそを言わぬでくださいよ。そんなばかな。だれが信じますか、そんなこと。たまたま十一けたになったのですか、では。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。先生に御指摘いただいて、住民基本台帳の方を調べてみましたら、確かに十一けたでしたが、あちらは、何かランダムな十けたと一けたを足して十一だそうでございます。したがって、基本的仕組みも、中身としても違つてゐるのじゃないかと思ひます。

○河村(た)委員 前大臣の宮澤さんはどう答えられたか、御記憶ですかね。この納税者番号と背番号の関係。

○尾原政府参考人 宮澤大臣からは、国民から受け入れられるかどうかということについては議論

が半ばしているように、私は毎度議論しておられますことも存じておりますので、そういうことであると、私自身もなかなか踏み切れないというのがたまたまの気持ちでございます。こういう御答弁です。

○河村(た)委員 納税者番号もそういうふうには御慎重でされども、それプラス、この背番号、改正基本台帳は使わせないととつきりと御答弁されておりますよ。私が大臣であります限り、自分の納得してないものは国会にお願いをするつもりはあります。ということ。

だから、ここはひとつ、申しわけないけれども信じられぬ、私は。たまたまなつたとか、こんな話は。なぜかという、全国民に番号がつくことを、まあそうですかと、たまたまという話は信じられませんが、これはひとつ担当者、この番号をこういうふうには電子申告でやろうといった担当者を、ぜひ証人と呼んでください。こういうことをやらぬから、国会は信頼をなくすのですよ。堂々とやればいいのです、堂々と証人です。もし大武さんがそうだったら、堂々としゃべってください、そういつて。

私は、どう考えても、悪いけれども世の中にたまたまというのはないのですよ。それから、国税庁がそんな、たまたまやるはずがない、そんなのは。だから、僕は意識してやつたのだと思ひますよ、僕は思つてゐるのだから、どうですか、証人を呼んでいただいてやらぬか、これは。委員長。

○山口委員長 理事会で御協議させていただきます。

○河村(た)委員 時間でございまして、これで終わりますけれども、とにかく税というのは、税の信頼は何といつてもすべての国家の中核でございまして、ぜひしっかりやっていただきたい。以上でございます。ありがとうございました。

○松本(剛)委員 強烈な先輩の後というのはやりにくいわけですが、私で最後でございます。

財務大臣とは私も決算行政監視委員会から御一緒させていただいておりましたので、朝九時半からずつと御一緒させていただいておまして、そんな話をしておりましたら、若い女性には、松本さんも塩じいの追っかけですか、こう言われたわけでありませうけれども、結果としてそうなっているわけでありませう。

この税理士制度、やはり納税の根幹にかかわるというところは今河村委員からもお話をさせていだいたとおりだろうというふうに思います。きょうはそのことが主な議題ではないのでありますけれども、やはり納税ということになれば、税をどう使われたかということの話になってくるところだと思いますし、そこで国民の信頼をきちっと得なければならぬということになると思います。

敬愛する塩川大臣にこういうことを申し上げな
くてはいけなひのは非常に残念でありますが、や
はり税の一つの使い道である報償費について、最
初はお忘れになった、その次は錯覚であつたとい
うのは、大変残念なことであります。過去と決別
をするということがまさに改革の断行であらうと
いうふうに思ひます。過去がどうであつたかとい
うことをまさに先頭になつて明らかにしていただ
くことが、新たな一歩を踏み出すことになるので
はないかということを、ぜひひとつ冒頭にお願ひ
を申し上げて、本題の税理士法改正という話に入
らせていただきたいと思います。もし御所見があ
れば、あわせて後ほど御回答いただけたらとい
ふふうに思ひます。

今も話が續いておりましたけれども、税理士の使命ということで税理士法の第一条に記載をされているわけであります。もう重ねて読み上げることはいたしません、が、「独立した公正な立場において」というふうに言葉が入っているわけであります。そして、私も、今の河村委員との議論を聞いておりまして、税務当局があつせんということも含め、そのものが適當なかかどうかということも含め

直接の天下りではないわけですが、大臣も先ほど天下りについて付言をされましたように、天下りに類するものというふうに一般国民の感情からすれば感じ取れるものではないかと思ひますし、総理は代表質問での御答弁において、押しつけ型であったり、権限にかかわるような天下り、そしてそう思われるような天下りも国民の批判を受けるものである、こういうふうにおっしゃっておられたように記憶をいたしております。まさにこれから信頼を回復しなければいけないというところであれば、李下に冠を正さずということ、できるだけそういった誤解を招くといったようなことからどんどんやめていただくということが必要ではないかというふうに思ひます。

そういつた中で、この税理士の制度、これは日野先生からの質問の中にもありました、税務署の側なのか、国民の側なのか、その間にある。これが「独立した公正な立場において」という表現にあります。わかれてゐるのだらうというふうに理解をしておりますが、一つ間違えれば、非常に微妙な真ん中に立っていただいている、それだけに、使命も大きいし、責任も大きいということであらうと思ひます。

今次改正に当たつて、この税理士制度、根本的にどういふふうはこの位置づけをとらえられてこの改正に臨まれたのか、大臣の御所見をまずお伺いをさせていただきますと思います。

○塩川国務大臣　最初に松本さんのお話もございました、税金の、徴収するだけじゃなくて使い方についてやはり国民が納得するように厳正にやれということとございまして、私たちも常時これは心がけてやっていきたいと思っております、その点につきましての御忠告は十分に認識して執行をやっていきたいと思っております。

さて、お尋ねの問題の、税理士がどういうスタンスでやるか、位置づけということの問題でございしますが、税理士法一条に書いてありますよう

しかしながら、税理士のスタンスとして見ました場合には、やはり納税者の側に立つて、できるだけ税法上の解釈も納税者に有利になるように解釈していくという、これは弁護士が法廷闘争の中において、被告の者に対する、依頼者に対して有利に働くようにというか考慮するようにするのはちょうど同じスタンスだろう。弁護士さんも、あくまでも公正中立で法律を運営しなきゃならぬ、しかしそういうスタンスであるということは利便を提供する上においても同様であろうと私は思いまして、要するに、納税者の側に立った解釈をしながら、納税者に違法なことを強要しない意味においてでできる限りの利便を図ってあげること、これが、税理士の使命であり、また立場であらうと思っております。

○松本(剛委員　まさに、おっしゃった公的な使命といったことを含めて、厳に運用されなければならぬというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、今のあっせんのことも含めて、税理士会という法定の制度もあるわけでありまして、これから本当に、そういつた国税当局が関与をするという形のことも含めて、あり方をきちんと見直していただくということをお願い申し上げます。

さてそこで、公的な使命を帯びているという中で、今回の改正にも関連をしておりますけれども、政府がお進めをいただく規制改革の推進という中で、この業務独占の資格制度、税理士の制度も規制緩和、規制改革の対象ということになっていくように私も理解をしております。幾つかの点について規制改革の措置をとるようという形で計画の中に記載をされている、このように思うわけであります。

そしてまた、小泉内閣においては、民間でできるものは民間で、こういうお話があつて、この考

え方そのものは厳に貫いていただくべき大変重要な話だろうというふうに思うわけでありますが、今もお話にあつたように、税理士の制度というもののそのものが大変公的な使命を帯びているということを考えてときに、この規制改革といったものが何を対象にしていくべきなのか。そしてまた、公的な使命を帯びている部分というのを民間の市場原理の競争といったものに本当に任せていいものなのだろうか。そこにはむしろ、公的にきちつとした責任をとって、責任を明示するという形をとる必要がある部分もあるのではないだろうか。

規制緩和という言葉が規制改革という形で最近では言われるようになってきた分だけ、若干冷静なところ議論ができるようになってきたのではないかと思います。うふうに思いますが、改革すべきもの、緩和すべきものはきちつと緩和をしていきながら、しかし逆に、公的な使命を帯びているものを市場原理に任せているような姿だけをとるとするのは、むしろかえって責任がはつきりしないのではないかと、いうふうに思います。

この規制改革の推進に対する政府の考え方、そして、その中でこの税理士制度をどういうふうに考えていけるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○村上副大臣 松本委員も御高承のように、それも平成十二年の三月三十一日に閣議決定された規制緩和と三カ年計画ということから、こういう公的資格制度のあり方について所要措置を講ずるということであるわけですね。特に個々の改正事項については、やはり今おつしやられるように高いに公共的使命を踏まえつつ、納税者の利便性の向上に資する信頼される税理士制度の確立を目指すという観点から、その必要性、意義等を十分に検討した上で、補佐人制度、受験資格要件の見直し、報酬規定のあり方、そして法人制度の創設ということで今回提案させていただいております。

○塩川國務大臣 松本さんの懸念しておられる中で非常に大きな問題があると思うのですが、規制緩和をして税理士の業務範囲も広げ、そしてまた

従事する税理士の方もふやしていく、これはやはり社会的に必要なものと今思っております。税務申告等が非常に複雑になってまいりましたので、そこで、一番大事なことは、税理士さんの質を落としたりいかぬということなんです。だから、法廷におきましての補佐人の制度も開きました。けれども、それだけに絶えず研修をして質を向上してもらおうということが大事なんです。ですから、この税理士制度の改正をすると同時に、私たちといたしまして、今後は、やはり税理士さんの研修について税理士連合会、そういう団体との間で十分協議をして、その実効をとっていきたい、それによつて本場に納税者には便利で有力な支援者となつてもらえるようにしたい、こう思っております。

○松本(剛)委員 大臣からも御答弁をいただきました。今まさに大臣おっしゃられたとおりなのかもしません。この税理士の制度というのは、納税者の信頼を勝ち得るかどうかということの大きな分かれ道であろうというふうに思います。私たち民主党も、市場原理の中で運用されるということが大変重要だということをすべての経済構造の中で申し上げてきたわけでありまして、市場原理でない形でやるということについては、適正な運用をするということに関しては非常に難しい問題があるだろうというふうに思います。

しかし一方で、今お話をさせていただいたように、公的な使命を帯びている、また納税という国の根幹にかかわる部分については、必ずしも市場原理という形になじむのかどうかということを考えなくては行けない。それだけに、管轄をされる財務省、そして現場に当たられる国税庁、国税局の責務は大変重いということを十分に御認識いただいて、これから新たな仕組みにお取り組みをいただきたいと思います。

そこで、昨年の十一月に税務行政監察結果というのが出てきております。ことしから政策評価というのが始まり、四月の一日から情報公開というのが始まってまいりました。改革の中身という意

味で個別の政策についても大変重要であろうというふうに思いますけれども、この政策評価と情報公開の仕組みというものがきちつと運用されることとが、これから先を長い目で見ていったときに、この国の行政を適正に運用していくに当たつて大変大きなポイントになると私は考えております。そして同時に、この政策評価と情報公開というのに加えて、この行政の監察、これをだれがやるのかというのを、まだこれから制度をつくる中で議論の余地があると私も思っておりますが、とりあえず今行われている行政監察の結果だけでもかなりの指摘事項が出ていっているように見受けました。

勧告要旨としても、例えば、納税者の適正な申告に必要な法令の解釈や適用の指針についてできる限り明定を行うこと、また、質疑応答等の内容の公表を拡充するとともに将来的には納税者が帳簿等の具体的な資料を提示してといったように、勧告、これはもうポイントだけでもかなりこれだけ具体的なことが出てきているわけでありまして、具体的な勧告内容については相当いろいろな指摘が出てきておるように拝見をいたしました。

個々の内容については、当然速やかに措置をとれるものについてはおとりをいただいているものというふうにご考慮しておりますが、今申し上げた政策評価の中で、これから政策評価実施計画というのを、これは財務省の方でもこれだけ立派なものを、おつくりいただいております。この中で、税に関する部分についても幾つか記載があるわけであり

ます。国税庁については、この実施計画を現在策定をされておられて、六月ないし七月でしようか、提出をされるというふうにお聞きをしたわけでありまして、当然、この監察結果というのをきちつとフィードバックしていただいております。国税庁の中でかなりお書き込みをいただけたのかもしませんが、これを見る限りは、残念ながら、適正な法の適用を図ることとか、これは当たり前の話でありまして、個々の具体的なことについて目標を定め、実現を図つて

いくという形でお進めをいただきたい、このように思うわけでありまして。

この財務省の実施計画策定に当たつて監察結果をどのように反映されたのか、そして、国税庁の実施計画を策定されるに当たつてどういう形で監察結果を反映されようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

今御質問のごさいました行政監察結果を反映するところにつきましては、昨年の十一月の勧告を真摯に受けとめまして、実は五月の十日に、総務省に対して、すべての事項について既に所要の措置を講じて、勧告に対する回答を行わせていただきました。

したがって、それらを踏まえまして、現在、実施評価の計画書をつくっておりますが、それに盛り込むことを検討しておりますのは、例えば法令解釈及び適用指針の通達への明確化ですとか、法令解釈通達の公表割合の向上とか、そうしたものを織り込んで策定していきたいというふうに考えているところでございます。

○松本(剛)委員 ぜひこの監察結果をきちつと踏まえて計画をおつくりいただいて、そしてこれはまた大臣、副大臣にお願いを申し上げたいと思いますが、評価の計画をつくつて、この結果をまたきちつと御報告を国会にいただいてやっていくという形で、行政の適正な運用を図つていただくようにお願いを申し上げたいというふうに思っています。

個々の法案改正の中身について幾つか伺いをしたいというふうに思います。

既に出てきた論点もあるわけでありまして、税制改革の観点として、一つは効率化という観点もこれまた重要ではないかというふうに思っています。今回の改正の中で、これは大要議論の分かれるところであるようにありますが、税理士の書面の添付という点についてどう取り扱っていくのか、こういうことで、意見聴取制度を拡充するという方向でお進めいただいているというふう

理解をしております。

これによつて、税務行政がやはり効率化をされるという理解でよろしいのでしょうか。いわば税理士に税務当局の負担を分担していただくという形になるという理解でよろしいのか。分担ということによつて、行政が効率化をされる、分担される税理士の責任はきちつと重いものになるというふうにお聞きわけありますが、その辺の担保も含め、それであればどのぐらいそれによつて行政の負担が効率化されて、我々国民の負担は軽減されるのか、どんなお見通しをお立ていただいているのか、お聞きをしたいと思ひます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

この書面添付制度自体、税理士が申告書の調製方法を明らかにすることを通して正確な申告書の作成、提出に資するというところで、税務当局もそれを尊重して、税務執行の円滑化、簡素化を図ることになることは事実でございます。

ただ、これ自体、今回の改正も含めてですが、この書面添付自体は、やはり税務に関する専門家としての立場を尊重して付与された税理士の権利の一つでございます。ある意味でいいますと、税理士に対して意見を申述する機会を与えなければならないことは、それが事実と確認をした結果合わないということであれば、やはり調査をするということでございます。

したがって、この制度自体、あくまでも結果として、ある意味でいえば税務の行政が円滑化、簡素化になるということではございますけれども、基本としては、税理士の権限を強化したというところであつて、税務当局の事務を分担させるということとを目的としたものではないという点は御理解いただきたいと思います。

○松本(剛)委員 この政策評価実施計画の中で、税理士制度の運用というところで、書面の添付率というのが実績目標というので上がっているわけでありまして、こういったことを考える

と、そういう目的も十分に含まれているというふう
に理解をするわけでありますが、その点は。

そしてまた、税理士法第三十三条の二に係る書
面の添付率というのを、税理士業務の適正な運営
の確保に係る一つの指標ということでお使いにな
るということでお出しをいただいております。現
状については、参議院の答弁ではたしか〇・六％
といったような数字が上がっていたように記憶を
しておりますが、指標としてお使いになる、もし
てまた政策評価の中でお出しになるとすれば、こ
れは今年度の目標とか、今後の将来の目標とかい
うものを設定されてしかるべきだというふうにし
ていますが、どのようにお考えになっておりますで
しょうか。

○大武政府参考人 今先生が御指摘になりました
〇・六というのは、実は平成四年度のデータによ
るものでございまして、実は直近のデータが把握
できておりません。このあたりはできるだけ把握
したいと思っておりますが、いずれにしても、現
在でも計算事項等を記載した書面の添付はなおわ
ずかであろう、少数であろうと思っております。

今回の改正を通して、書面添付の正確な数
値を把握した上で、これをまさにもとにしまして
具体的な目標数値の設定をぜひ検討していきな
い。これ自体は、やはり税理士さんという専門家
としての立場を尊重し、書面添付制度を推進する
一つの指標だと存じますので、何らかの目標を將
来的に立てていきたいというふうな思っております。

ただ、現状は、一体今がどうなっているかわ
かっておられないのですから、その辺を調べた上
で定めていきたいというふうな思っております。

○松本(剛)委員 先ほども、河村委員がお願いを
した調査で人海戦術という話がありまして、これ
も人海戦術になるのかどうかかわかりませんけれ
ども、これは財務省の方でお出しになった書類で
指標ということでお出しをいただいておりますわけ
ありますから、きちっとやはり現状を把握してい
ただいて目標設定をしていただかないと、この政

策評価そのものの信頼性といったものが、とりあ
えず出ただけかということにもなりかねないわ
けでありますので、早急にこれは現状把握、目標
設定というのをさせていただいて、追加でも御公表
をいただかないと、この十三年度の実施計画その
もの、これは国税庁の中でお記しをいただくの
であればそれで結構であります、申し上げたよう
に、政策評価というものの対するお取り組みの姿
勢というのが問われることになってくるというふ
うに思っております。

大変残念ですけれども、今情報公開について
も、必ずしも積極的な開示姿勢、これは一遍に來
たという御事情もあろうかというふうに思いま
すけれども、開示の実績というのはいずれにしま
すような実績の状況ではないわけでありまして、
この政策評価についても、大変立派なものができ
上がっているわけですが、一つ一つお聞きをする
とこういうことであると、本当にどういふ姿勢で
お取り組みをいただくのかな、こういうことが問
われると思っておりますので、早急に、きちっと内容も
伴ったものにしていただくようお願いをしま
いと思ひます。

今のことも関連をしてくるわけでありまして、
この書面の添付ということ、納税に当たって税理
士さんにどういふ形で、またどの程度関与をし
ていただくかという話につながっていくかとい
うふうに思ひます。

納税事務の適正な実現を図ることを使命とする
税理士ということでありまして、適正な納税が
一層促進されるためには、ある意味では税理士
の方々に大いに活躍をしていただかなければい
けないということにもなるかというふうな思
うわけでありまして、現在、この申告に対して税理士
さんがどの程度関与をしているのかというのを把
握されておられるでしょうか。

これは、申告代理また納税相談、さまざまな形
があるかというふうに思ひますし、当然税目につ
いても、法人税、所得税、資産税、消費税と各
税目の申告もあろうかというふうに思ひますけれ

ども、この点については、現状を把握していただ
いて、こういう形でこれから将来のあり姿を考え
るという形ではないかと議論にならないかと思
いますが、いかがでしょうか。

○大武政府参考人 申告書に税理士さんが関与を
した場合と、そうでないような関与というののも
あるように思ひます。その意味で、実は、現状では
正確な関与割合というのを把握しておりません。
ただ、先生が言われますとおり、公共的使命を有
する税理士の納税者への関与割合の実態把握をす
ることは非常に必要なことだと思ひますので、今
後検討していきたいというふうな思ひます。

ただ、そのあたりのところにつきましては、関
与の程度というのがどのぐらいであるのか。先ほ
どの書面添付をするような場合はかなり深い関与
だろうと思うのですが、いろいろあるものですか
ら、それをどうとらえていくか、非常に難しい問
題はあろうかと思ひます。ただ、いずれにせよ検
討していきたいと思ひます。

○松本(剛)委員 御検討いただくということであ
りますので、ぜひ前向きにお取り組みをいただ
きたいというふうに思ひます。

ちなみに、私が手元でいろいろいただいた数字
を見てみますと、これはちよっと年次がずれてい
ますので単純に割り算をしていかどうかかわかり
ませんが、申告納税をされた個人の方というの
が、十一年ですか、七百四十万。過去何年間かを
見てもそれほど極端に増減をしているようには見
えないわけですね。一方で、これは大分前の数字で
すけれども、平成五年の日本税理士会連合会さん
のお調べだったと思ひますが、個人の所得申告に
ついて五十五万件について関与をしたというよう
な数字が出ていたように拝見をいたしました。ま
た、法人についても、年次がずれていることは先
ほどと同様であります、二百六十八万の申告
に対して七十九万件。

個人については、これは一割以下ということに
なるかというふうな思ひますし、法人について
は三分の一から四分の一強ということになるか

というふうに思ひますが、この数字については、
高いとお考えになっているか低いとお考えになっ
ているか、どのように評価をされておられますで
しょうか。

○大武政府参考人 今言われた数字というのは、
どう評価するかというのは私もまだはつきり申
し上げられませんが、ただ、要は、納税者も、例
えば一口に事業所得者といひましても、一人でや
っておられる八百屋さんから、多々ございませ
う。そういう意味では、果たして事業形態として、七
百四十万のうち今先生の言われた五十五万なり、
その程度の数字が妥当かどうかというあたりは、
ちよっとわからないわけです。

ただ、法人などについては、よりこれから、言
つてみますと企業会計が複雑化してきているもの
ですから、かなり税理士さんの関与というのが必
要になる可能性はあるのかな。特に、零細法人の
場合はともかくとして、かなり国際的な企業をや
るということになってまいりますと、そうした企
業会計に対応した税務処理というのにも必要にな
てきますので、やはりそのあたりの税理士さんの
関与というのはいずれにせよ傾向にあるのではない
かというふうな思ひます。

他方、我々としては、事業所得者に対して
も、自分で申告書をつくれるようにという指導も
進めていきたい。典型的には、まだサラリーマン
とかそういう方が主体ですけれども、機械を使っ
た申告というのもできるだけ簡便にしていきたい
という努力は他方ではしていきたい、高度な事務
に關しては税理士さんの関与をお願いしていきたい
というふうな思ひます。

○松本(剛)委員 先ほどの現状把握とあわせて、
税理士制度というのを納税全体の枠組みの中でど
のように位置づけていくのか。先ほどの自書申告
の推奨ということも含めて、その場その場という
ことではなくて、一度現状をきちっと調査をして
いただいて、全体としてどういう形で税理士制度
を位置づけていくのかということを、今回の改正
まで二十一年間あったわけでありまして、また次

二十一年間ということでは多分ぐあいが悪いというふうに思います。常に次のあり姿というのをきちつと考えていただいてお進めをいただきたいというふうに思います。

持ち時間ももう余りなくなりましたが、ITに対する取り組みということも、これは政府全体でお取り組みをいただいているというふうに理解をしております。先ほども、たしか竹下先生のとき、また河村先生もこれに関する質問をされておられたように思いますが、そして、既に一度実験をされたということで、実験の結果もちようだいをしたわけでありまして。

セキュリティや認証、そして電子署名の問題、また実際にそれだけの数値データというのを送るときは技術的な問題、システムの受け皿、さまざまな課題があるのかというふうに思うわけでありまして、先ほどの原点に戻って、税理士というものの、基本的には納税は国税当局に対して納税者が直接行う、間に入るのは税理士だけだというのが今の姿だというふうに理解をしております。わけでありまして、この電子申告といった場合に、民間の認証機関といったものも含めて、いろいろな形で間に介在をされる存在が出てくる可能性があると思うのです。この辺の可能性と税理士制度の仕組みについてどういうふうにお考えをいただいているのか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。日本の場合には、税理士法の第二条で、税務相談並びに税務申告というのが、本人もしくは税理士ということで無償独占規定になっているわけでございます。そして、この電子申告というものの、この税務申告の一環としてとらえることができるのですから、今先生の御質問で答えますならば、電子申告においても、本人にかわって税理士が本人がデータの送信、作成をすることになるということかと存じております。

○松本(剛)委員 そうすると、ほかの形での中介とか、間に介在するということは基本的には認めないということではよろしいわけでしょうか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。先ほど前先生のところで申し上げたのですが、電子申告研究会というところでは、そのような意見でいけばまとめられております。あくまでも電子申告の方法は、いわゆる仲介者を設けず、納税者が直接送信する方法を基本、税理士を通じて申告することも可能、こういう位置づけになっているところでございます。

○松本(剛)委員 インターネットというものの構造的な仕組みであったり、またコンピュータネットワークといったものがかなり技術的だということを考えると、幾つか新しいパターンが出てくる可能性があるというふうに思っております。その点を具体化していく中で、今回は実験でありますから件数がかなり少ない。そして、率直に申し上げて、かなり丁寧ないろいろな形でフォローしているということ、これは個別にできるわけでありまして、これを広く一般に広げていくときにはいろいろな形が出てくると思います。きちつとその辺、今回の税理士制度の趣旨とあわせてお願いをしたいと思います。

時間がなくなりましたが、最後に一点、技術的な話ですが、確認だけさせていただきますか、税理士会の名簿ですか、磁気ディスクで調製をすることができるといふふうになっております。これに準ずる記憶装置というのがありますが、この中でもパソコン等をお使いになる方はびんところれると思いますが、当初検討された三年前、四年前は磁気ディスクが主流であったかもしれませんが、今はほとんど光学式の記憶装置という形になるというふうに思います。

このことのためにだけに来年も税理士法改正を審議するのも大変でございますので、そういったものの解釈、それからこの辺は、これから先そういう表現についてもきちつとお詰めいただきたいと思っております。とりあえず今回どういふふうに解釈をされるのか、お答えをいただきたい。これをも

つて終わりたいと思います。

○山口委員長 簡潔にお願いします。

○尾原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の税理士名簿等を調製する場合、実態を踏まえまして磁気ディスクによることができる。「磁気ディスク」と書いてございまして、括弧「これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。」というふうに書いてございまして。したがって、光ディスクはこれに該当するというふうに考えてござい

○松本(剛)委員 法律の解釈はそうなのでしょうか。けれども、一般的には、磁気ディスクに準ずるものに光ディスクが入ってこないというふうに思いますので、これから法文を、きのうの予算委員会でも一般にわかりやすくという話がありました。十分に御検討をいただいて法文をおつくりいただきたいということをお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○山口委員長 次回、来る二十五日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十二分散会

税理士法の一部を改正する法律案

税理士法の一部を改正する法律

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 税理士会及び日本税理士会連

合会(第四十九条―第四十九条の十九)」を「第五

章の二 税理士法人(第四十八条の二―第四十八

条の二十一)」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は税

理士法人(第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。)の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができ

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

第四条第四号中「この法律又は旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)を」と又はこの法律に改め、同条第五号中「この法律若しくは旧税務代理士法」を若しくはこの法律に改め、同条第六号中「この法律及び旧税務代理士法」を「及びこの法律に改め、同条第十号中第二十五条第一項を「第二十五条第一項第一号」に改め、同条第五号第一項中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税(関税、とん税及び特別とん税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。)若しくは地方税に関する事務

ロ 行政機関における政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務

ハ 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む。)に関する事務

ニ 法人(国又は地方公共団体の特別会計を

含む。又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの

ホ 税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士、会計士補若しくは監査法人の業務の補助の事務

ヘ 弁理士、司法書士、行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第五十七条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの

四 司法試験第二次試験に合格した者

五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前二号に掲げる者と同等以上の学力を有するものと認定した者

第五条第一項第六号から第十一号までを削り、同条第二項中「前項第二号から第八号までに規定する」を「前項第二号に掲げる」に改め、「それぞれ当該事務又は業務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算して」を削り、「十年以上」を「三年以上」に改め、同条第三項中「第一項第二号から第八号までに規定する」を「第一項第二号に掲げる」に、「それぞれ同項第二号から第八号までに規定する」を「同号に掲げる」に改め、同条第四項中「第一項第十一号」を「第一項第五号」に改める。

第七条の見出しを「(試験科目の一部の免除等)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位(学校教育法第六十八條の二に規定する学位をいう。次項及び次条第一項に

おいて同じ。)を授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの(以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。)に関する研究により修士の学位を授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目について、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

5 第二項及び第三項に規定する国税審議会の認定の手続については、財務省令で定める。

第八条第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「大学等」の下に「学校教育法第六十八條の二第三項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。」を加え、「法律学又は財政学に属する科目」を「税法に属する科目等」に、「学位」を「博士の学位」に改め、同項第二号中「商学に属する科目」を「会計学に属する科目等」に、「学位」を「博士の学位」に改め、同項第十号中「研修」の下に「財務省令で定める要件を満たす研修のうち、」を加え、「研修をいう」を「ものをいう」に改める。

第九条の見出しを「(受験手数料等)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条第二項又は第三項の規定による認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の認定手数料を納付しなければならない。

第十条の見出しを「(合格の取消し等)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国税審議会は、第七条第二項若しくは第三項の規定による認定又は第八条第一項各号の規定による免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができる。

第十八条を次のように改める。

(登録)

第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に、財務省令で定めるところにより、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四十一条及び第四十八条の十において同じ。)をもつて調製することができる。

第二十一条第一項中「その他財務省令」を「その他の財務省令」に、「第三条第一項各号の」を「第三条第一項各号のいずれか」に改め、同条第二項中「添付する」を「添付する」に改める。

第二十二條第一項中「第四十九條の十五」を「第四十九條の十六」に改め、同条第三項中「附記した」を「付記した」に改める。

第二十五條第一項を次のように改める。
日本税理士会連合会は、税理士の登録を受け

た者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九條の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

一 税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する登録拒否事由に関する事項について、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したとき。

二 第二十四条第六号に規定する者に該当するに至つたとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

第二十五條第二項中「前項」を「前項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことにより同項」に改める。

第三十條中「場合においては」の下に「財務省令で定めるところにより」を加える。

第三十二條の見出しを「(税理士証票の提示)」に改め、同条中「税理士は」を「税理士又は税理士法人が」に、「税務官公署」を「当該税務代理に係る税理士が税務官公署に」に、「税理士証票を呈示し」を「当該税理士は、税理士証票を提示し」に改める。

第三十三條第一項中「税理士は」を「税理士又は税理士法人が」に、「提出するときは」を「提出するときは、当該税務代理に係る税理士は」に改め、同条第二項中「税理士は」を「税理士又は税理士法人が」に、「当該書類」を「当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に改め、同条第三項中「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十三條の二第一項及び第二項中「税理士を」を「税理士又は税理士法人」に改め、同条第三項中「税理士は」を「税理士又は税理士法人が」に、「当該書面」を「当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に改め、」を「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第三十五條第三項中「前二項」を「前三項」に、「更正」を「調査に係る処分、更正」に改め、同項を

同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第三十三條の二第一項又は第二項に規定する書面」を「添付書面」に、「当該書面」を「当該添付書面」に改め、同項を同条第一項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

税務官公署の当該職員は、第三十三條の二第一項又は第二項に規定する書面（以下この項及び次項において「添付書面」という。）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十條の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十九條の次に次の一條を加える。

（研修）

第三十九條の二 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第四十條の見出しを「事務所の設置」に改め、同条第一項中「税理士は」を「税理士（税理士法人の社員財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。）を除く。次項及び第三項において同じ。）及び税理士法人は」に改め、同条第二項中「前項の」を「税理士が設けなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

第四十一條に次の一項を加える。

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第一項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

第四十七條第一項及び第二項中「税理士事務所」を「税理士事務所又は税理士法人の事務所」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（登録抹消の制限）

第四十七條の二 日本税理士会連合会は、税理士

が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第二十六條第一項第一号の規定による当該税理士の登録の抹消をすることができない。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 税理士法人

（設立）

第四十八條の二 税理士は、この章の定めるところにより、税理士法人（税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（名称）

第四十八條の三 税理士法人は、その名称中に税理士法人という文字を使用しなければならない。

（社員の資格）

第四十八條の四 税理士法人の社員は、税理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第四十三條の規定に該当することとなつた場合又は第四十五條若しくは第四十六條の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第四十八條の二十第一項の規定により税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

（業務の範囲）

第四十八條の五 税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款で定めるところにより、第二條第二項の業務その他これに準ずるものとして財務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

第四十八條の六 前条に規定するもののほか、税

理士法人は、第二條の二第一項の規定により税理士が処理することができる事務を当該税理士法人の社員又は使用人である税理士（以下この条及び第四十八條の二十四第四項において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該税理士法人は、委託者に、当該税理士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

（登記）

第四十八條の七 税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立の手續）

第四十八條の八 税理士法人を設立するには、その社員にならうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六十七條の規定は、税理士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

（成立の時期）

第四十八條の九 税理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（成立の届出等）

第四十八條の十 税理士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている

税理士会（以下この章において「本店所在地の税理士会」という。）を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

2 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、税理士法人の名簿を作成し、これを国税庁長官に提出しなければならない。

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、前項の名簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

（業務を執行する権限）

第四十八條の十一 税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権限を有し、義務を負う。

（社員の常駐）

第四十八條の十二 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。

（定款の変更）

第四十八條の十三 税理士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

（社員の競業の禁止）

第四十八條の十四 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

（業務の執行方法）

第四十八條の十五 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。

（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）

第四十八條の十六 第一條、第三十條、第三十一條、第三十四條から第三十七條まで、第三十九條及び第四十一條から第四十一條の三までの規定は、税理士法人について準用する。

（法定脱退）

第四十八條の十七 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 除名

(解散)
第四十八条の十八 税理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 他の税理士法人との合併
- 四 破産
- 五 解散を命じる裁判
- 六 第四十八条の二十第一項の規定による解散の命令

2 税理士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 税理士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

(合併)
第四十八条の十九 税理士法人は、総社員の同意があるときは、他の税理士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併によつて設立した税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内、登記簿の謄本(合併によつて設立した税理士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。
(違法行為等についての処分)

第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができ

る。

2 第四十七条及び第四十八条の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第四十五条又は第四十六条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(民法の準用等)
第四十八条の二十一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第二百二十六条第一項、第二百三十四條から第二百三十五條ノ五まで、第二百三十五條ノ八、第二百三十六條ノ二、第二百三十七條、第二百三十八條及び第二百三十八條ノ三の規定は、税理士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「日本税理士会連合会」と読み替へるものとする。

2 商法第三十二条から第三十六条までの規定は税理士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八條及び第五十九條の規定は税理士法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八條及び第五十九條第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替へるものとする。

3 商法第六十八條、第六十九條、第七十二條、第七十三條、第七十四條第二項及び第三項並びに第七十五條の規定は、税理士法人の内部の關係について準用する。この場合において、同法第七十四條第二項中「前項」とあるのは、「税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十八條の十四」と読み替へるものとする。

4 商法第七十六條から第八十三條までの規定は、税理士法人の外部の關係について準用する。

5 商法第八十四條、第八十六條第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七條から第九十三條までの規定は、税理士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六條第一項第二号中「第七十四條第一項」とあるのは、「税理士法第四十八條の十四」と読み替へるものとする。

6 商法第九條、第九十條から第九十六條まで及び第九十九條から第一百零一條までの規定は、税理士法人の合併について準用する。

7 商法第一百零二條から第一百零九條まで、第一百零二條から第一百零二條まで、第一百零二條第一項及び第二項、第一百零二條、第一百零二條、第一百零二條から第一百零三條まで、第一百零三條、第四條ノ二から第一百零三條まで、第一百零三條並びに第一百零三條から第一百零五條までの規定は、税理士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百零七條第二項及び第一百零二條中「第九十四條第四号又は第六号」とあるのは、「税理士法第四十八條の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と読み替へるものとする。

8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百二十七條の規定の適用については、税理士法人は、合名会社とみなす。

第四十九條第二項中「会員」を「社員である税理士」に改め、同条第四項中「税理士事務所を有する」を「税理士事務所又は税理士法人の事務所の登録を受けた」に改め、同条第六項中「税理士の」を「税理士及び税理士法人の」に改める。
第四十九條の二第二項中「第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を削り、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。」

六 会員の研修に関する規定
七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定
第四十九條の六第一項中「第二十二條第一項の規定による」を削り、「税理士事務所」を「その登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所」に改め、同条第四項中「税理士は、税理士事務所」を「税理士及び税理士法人は、税理士事務所又は税理士法人の事務所」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第二十六條第一項各号の二」を「第二十六條第一項各号のいずれかに改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。」

8 税理士法人は、解散した時に、当然、所属税理士会を退会する。

第四十九條の六第二項中「税理士は、税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したとき又は」を「税理士及び税理士法人は、」に、「税理士事務所の所在地」を「税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地」に、「これらの移転又は区域」を「その区域」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 税理士は、登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に所在し、その登録の申請をしたときは、その変更の登録の申請をした時に、当然、従前の所属税理士会を退会し、変更後の税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

3 税理士法人は、その成立の時に、当然、税理

士法人の主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

4 税理士法人は、主たる事務所以外に事務所を設け、又は税理士法人の各事務所を各所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したときは、税理士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所のある区域に設立されている税理士会の会員となる。

5 税理士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属税理士会の区域内に税理士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該税理士会を退会する。

第六章中第四十九條の十九を第四十九條の二十一とし、第四十九條の十八を第四十九條の二十とし、第四十九條の十七を第四十九條の十九とする。

第四十九條の十六の見出しを「総会の決議の取消し」に改め、同条中「又は役員」の行為を削り、「総会の決議についてはこれ」を「その決議」に改め、「を命じ、役員についてはこれを解任すべきこと」を削り、同条を第四十九條の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

(貸借対照表等)

第四十九條の十八 日本税理士会連合会は、毎事業年度、第四十九條の十五の規定において準用する第四十九條の八第三項に規定する総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第四十九條の十五を第四十九條の十六とする。

第四十九條の十四中「及び第四十九條の七から第四十九條の九まで及び第四十九條の十一」に改め、同条を第四十九條の十五とする。

第四十九條の十三第一項第一号中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項第三号中「第四十九條の十五」を「第四十九條の十六」に改め、同項第六号中「第四十九條の二第二項第八号」を「第四十九條の二第二項第九号」に改め、同条を第四十九條の十四とする。

第四十九條の十二第二項中「税理士の」を「税理士及び税理士法人の」に改め、同条を第四十九條の十三とする。

第四十九條の十一第二項中「明治三十二年法律第四十八号」及び「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同条を第四十九條の十二とする。

第四十九條の九の次に次の一条を加える。

(紛議の調停)

第四十九條の十 税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

第五十條第一項中「税理士」を「税理士又は税理士法人」に改める。

第五十一條の見出しを「(税理士業務を行う弁護士等)」に改め、同条第二項中「税理士である旨」の下に「その他財務省令で定める事項」を、「弁護士である旨」の下に「及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」を加え、同条に次の二項を加える。

3 弁護士法人(弁護士法に規定する社員の全員が、第一項の規定により国税局長に通知している法人に限る。)は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三條、第三十三條の二、第四十八條の十六第三十九條の規定を準用する部分を除く。、第四十八條の二十(税理士法人に対する解散の命令に關する部分を除く。)、第五十四條及び第五十五

條の規定の適用については、税理士法人とみなす。

第五十二條中「税理士でない」を「税理士又は税理士法人でない」に改める。

第五十三條第三項中「前二項」を「前三項」に、「税理士でない」を「税理士又は税理士法人でない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第五十四條中「税理士の使用人」を「税理士又は税理士法人の使用人」に、「洩らし、又は窃用」を「漏らし、又は盗用」に改める。

第五十五條第一項中「税理士から」を「税理士又は税理士法人から」に、「税理士に」を「税理士又は税理士法人に」に改める。

第五十八條中「第三十六條」の下に「第四十八條の十六又は」を加え、「百万円」を「二百万円」に改める。

第五十九條を次のように改める。

第五十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの

二 第三十八條(第五十條第二項において準用する場合を含む。又は第五十四條の規定に違反した者

三 第五十二條の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十條を削る。

第六十一條中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「又は第四十六條を」若しくは「第四十六條又は第四十八條の二十第一項」に改め、同条を第六十條とする。

第六十二條中「各号の二」を「各号のいずれか」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第六十一條とする。

三 第五十三條第三項の規定に違反した者

第六十三條中「第四十九條の十七第一項」を「第四十九條の十九第一項」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第六十二條とする。

第六十四條中「第五十九條、第六十二條第二号」を「第五十八條、第五十九條第一項第三号、第六十條第三号(第四十八條の二十第一項に係る部分に限る。)、第六十一條」に改め、ただし書を削り、同条を第六十三條とし、第八章中同条の次に次の一条を加える。

第六十四條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、税理士法人の社員若しくは清算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第四十八條の二十一第一項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第四十八條の二十一第二項において準用する商法第三十二條第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第四十八條の二十一第六項において準用する商法第一百零一條又は第三項(同法第一百零七條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第四十八條の二十一第七項において準用する商法第三百三十一條の規定に違反して財産を分配したとき。

附則第三十七項から第四十四項までを削る。

附則

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

前に改正前の税理士法(以下「旧法」という。)第四号第四号及び第五号に規定する旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)の規定により刑に処せられた者に係る税理士の資格については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧法第五号第一項第九号に規定する旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)の規定による大学、高等専門学校、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は政令で定めるこれらの学校と同等以上の学校を卒業し、又は修了した者で、これらの学校において法律学又は経済学を修めたもの及び旧法第五号第一項第十号に規定する高等試験本試験に合格した者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

4 改正後の税理士法(以下「新法」という。)第七号第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する修士の学位を取得するために学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八号の二第一項に規定する大学院の課程(同条第三項第二号に規定する大学院に相当する教育を行う課程を含む。以下同じ。)に進学する者について適用する。

5 新法第八号第一項第一号及び第二号の規定(これらの号に規定する博士の学位を授与された者に係る部分に限る。)は、施行日以後にこれらの規定に規定する博士の学位を取得するために大学院の課程に進学する者について適用し、施行日前に学位を取得するために大学院の課程に進学した者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第八号第一項第一号及び第二号の規定に規定する教授、助教授又は講師のいずれかの職に就いた者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。

7 施行日前に旧法第三十条の規定により税務官公署に提出された書面は、新法第三十条の規定

により提出された書面とみなして、新法の規定を適用する。

8 新法第三十五条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する調査をする場合について適用する。

9 新法第四十九条の六の規定は、施行日以後に税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転する場合について適用し、施行日前に税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転した場合については、なお従前の例による。

10 新法第四十九条の十八の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。

11 この法律の施行の際現に旧法附則第三十七項の許可を受けている公認会計士が施行日から引き続き行う税理士業務については、同項から旧法附則第四十四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第三十七項中「当分の間」とあるのは、「平成十七年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、税理士法人制度の創設、受験資格要件の緩和、試験科目の免除制度の見直し、税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設、計算事項等を記載した書面添付に係る意見聴取制度の拡充等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年六月八日印刷

平成十三年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K